

日弁連法務研究財団 181 号研究 報告書

「家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究」

未踏

家族共同破産研究会

〈佐藤鉄男・布施俊輔・佐々木明子・影山香名子・生井澤葵・千葉真太〉

目次

「現代家族と共同破産」	1
「家族共同破産形態論」	9
「官報からうかがえるわが国の家族共同破産の実態」	21
「破産管財人アンケートに見る家族共同破産」	37
あとがき	54



現代家族と共同破産

—家族団体論と家族共同破産の関係—

中央大学大学院法務研究科 教授 佐藤 鉄男

1 はじめに

破産手続開始の決定を受けて破産者になることのできる一般的資格を破産能力という。株式会社はその資格を限定する会社更生、特別清算と異なり、破産はそのような限定をしない一般的な手続として知られている。性質上、権利義務が帰属する主体が存在しないことには破産手続も観念しにくいことは当然として、法体系的には、破産能力は、権利能力、当事者能力に対応するものであり、自然人、法人にそれが認められるだけでなく、法人格のない社団・財団についても認められている。ほかに、相続財産、信託財産については、その処理のための特別規定がおかれていることで格別に破産能力が肯定されていることが分かる（破産法222条以下、244条の2以下）。しかし、国や地方公共団体については破産能力を否定するのが通例である¹。

自然人の破産は、事業を営んでいる場合であれ、消費者である場合であれ、当該個人単位で破産手続に服するのが通常であるが、自然人は家族等と一緒に暮らしていることもあり、時に破産手続を当該人単独ではなく、家族共同、すなわち、夫婦や親子等で利用することも少な

い²。昨今の個人主義、晩婚化・非婚化の影響で単身世帯が増えてはいるが、家族が共同生活を営むのは本能的なものであるから、経済的な破綻が個人単位ではなく家族共同で現れても不思議ではない。

そう考えると、例えば、海外の破産法において、夫婦の共同破産に関する明文の規定があり、その実務が展開している現実があっても、驚くには値しないはずである。ところが、わが国において、家族の共同破産がおそらくは夫婦と思われる男女に多いことは当然として、それ以外の組み合わせの家族の例も少なくないとしたら、それは誰にとっても簡単に説明できる事象といえるだろうか。意外に難しいだけでなく、破産制度の運用そして機能にも関係し、格別な考察を要するものように思える。本研究は、収集した家族共同破産に関する資料をもとに、その意義や問題点を検討し、より積極的な位置づけを行おうとするものである。

2 原型としての夫婦共同破産

共同破産する家族の典型が夫婦であることはすでに別稿で再三示してきたとおりである。それは別にわが国に限ったことではなく、関連の明文規

1 財産区について破産能力を否定した判例がある（大決昭和12・10・23民集16巻1544頁）。累積債務を抱えた国家や財政が破綻する自治体の出現はわれわれの知るところであり、これらにつき破産能力を否定するのは、現行の破産制度での処理を想定しないという政策判断である。北海道夕張市の破綻が知られているが、アメリカなら連邦倒産法第9章が使える。

2 そのような官報公告を拾ったのが、佐藤鉄男「官報公告にみる家族共同破産」中央ロー・ジャーナル21巻4号（2025年）93頁。

定を有する国さえある。

まず、アメリカにおいては、法律及び規則において、①夫婦共同で1件の事件として申し立てる場合と、②別事件であることを前提に、それを手続的に共同管理すること、③さらに、場合によっては両方の財産を実体的に併合し得る、という具合にさまざまな扱いの根拠を与えていることが注目される³。アメリカの倒産実務では、関連事件の併合処理は、自然人の夫婦の場合とともに、結合企業の倒産処理でも発展してきたものであるが、夫婦の場合は、夫婦の財産関係がどのようなものであるかの影響を受ける。アメリカの家族法は、連邦事項ではなく州法事項として、したがって、州によって夫婦財産制の建前が異なるところであり⁴、詳細をリサーチして示す能力は私にはないが、問題は制度ではなく実態であろう。すなわち、基本的規律としては、共有財産制(Community Property)の州と別産制(Separate Property)の州では、やはり個々の夫婦の財産関係も違っているように思えるが、アメリカ連邦倒産法302条、倒産規則1015条は夫婦の実情にあった柔軟な処理を可能ならしめるものである。当該夫婦が多く共有財産を有し一体的に経済活動をしているほど、併合処理が要請されやすいことになろう。

明文規定という意味では、中国の「深圳経済特区個人破産条例」が目を惹く。これは、現在までのところ、倒産制度を企業のみのものである中国にあって、経済特区である深圳市においてのみ適用される条例として個人の倒産制度を整備したものであり⁵、2021年3月から施行されている。全土での同制度の導入の可否を見極めるべく実験的な意味合いも有しているもので、そのなかであって、個人たる債務者がその配偶者と同時に

本条例の各倒産手続の適用ができると規定し、夫婦共同申立ての基礎を与えているのである(同条例171条)。中国の夫婦間の財産関係については、夫婦財産契約を結ぶこともできるが、これがない場合の法定財産制は、婚後所得共通制であり、すなわち、婚姻前からの各自の固有財産を除き、婚姻中に得た財産を夫婦の共有財産とするものである。夫婦共稼ぎが多いことと相まって、経済的に破綻するに際して、夫婦セットの受け皿を提供するものと思われる⁶。

もっとも、深圳の破産条例に関しては、まだ施行から日も浅く、やや慎重な利用状況のようであり、171条の活用について十分な実例があるかどうかは確認できていない。ただ、米中の大国で、夫婦共同破産の明文規定をもっていることは単なる偶然ではなからう。

3 夫婦財産制と破産の不整合

破産手続は破産能力を有する個人や法人を単位として実施される。しかし、法的・経済的に関連性を有する主体が同時期に破綻した際には、関連事件として、本来の管轄の例外規定を介して(破産法5条3～7項)、同一裁判所で併合処理されることも少なくなかった。個人の場合においては、連帯債務、保証、夫婦の関係にある場合が示されている(同法5条7項)。夫婦があげられている点は、通常は同居しているので(民法752条参照)、例外管轄が機能する余地はほとんどなく、むしろ夫婦共同破産の動機づけとして作用し得る象徴的な規定のように思える。とはいえ、単に単身者が増えているという理由だけでなく、夫婦で共同生活を営んでいる場合でも、破産手続開始の申立てはどちらか一方が行うのが大方の例ではある。それ

3 佐藤・前掲注2・97頁。法302条は、(a)項は夫婦で1件の扱いとすること、(b)項は共同申立て夫婦の財産を併合させ得ることを示し、規則1015条は共同管理の手続や指針について示している。

4 共有財産制を採用する州は9州、そのほかは別産制、とされる。樋口範雄『アメリカ家族法』(弘文堂、2021年)39頁。

5 深圳経済特区に居住し、社会保険に加入している個人につき、破産清算、重整、和議の3種類の手続を用意し、経済的再生を促し、社会主義市場経済システムの改善に資するものとされる。

6 筆者は、2025年4月に、中国の南京大学・严仁群教授のお招きで、大学院生を中心に「日本社会と消費者破産」と題する講演をする機会を得たが、夫婦財産制と夫婦の共同破産の関係に関心を寄せる質問が寄せられ、中国においても論点になり得ることを感じた。

は世帯構成員の経済活動の態様にもよるが、自分名義の債務が少なく、したがって破産原因の存在しない者を夫婦連帯の名で破産に服させるのはむしろ不当なので至極当然である。

夫婦の一方、例えば夫が破産手続開始の申立てをしたとしたら、その者の財産が破産財団を構成しその者に対する債権者に向けて破産手続が展開されるというのが道理であり、一見、他方の配偶者は何も関係しないかのごとくである。というのも、夫婦の財産関係は、婚姻の届け出前に夫婦財産契約をしなかった場合（実際、契約をする例はまれなのであるが）、わが国の法定財産制は別産制を建前とするので、配偶者を引き込むのは背理だからである。

しかし、夫婦の一方の破産が他方の配偶者への何の関係もないというのは嘘になる。夫婦別産制なので、破産した夫の破産財団を構成するのは彼に帰属する財産である（破産法34条1項）というのは単純明快であるが、そもそも普段の共同生活において個々の財産に明認方法を施しているわけではないので、過不足なく破産財団を把握すること自体困難を伴うことがあり得る⁷。例えば、破産管財人によって、破産した夫が世帯主として管理していたとして宝石を破産財団として取り込まれば、すかさず妻から「それは自分が祖母、母、自分と受け継いできた形見である」としてクレームがつくであろう（取戻権。破産法62条）。また、居住不動産の登記を確認したところ妻の名義になっていたら、それは破産財団に属する余地はまったくないのか、小学生の子ども名義の預金は子どものものなのか。実際、共同生活を送っている夫婦の居住空間には、それぞれの固有財産のほか、共有財産が含まれている⁸。共有財産は分割が導かれるが（破産法52条、民法249条以下）、多くの夫婦にあってはみなし共有財産が多くなろう（民法762条2項）。このことは債務についてもいえるはずだ

が、日常家事債務に属すれば夫婦の連帯責任となる（民法761条、破産法104条）。家族法の理念からは共有財産の夫婦各自の持分は、特段の事情がない限り均等のはずであるが、過大な債務を前に、非破産配偶者が均等の持分を主張しにくいためであろうか、破産に先んじて離婚して財産分与のかたちで財産関係の変動を図ることがよくなされる。これは、その後の破産手続を混乱させかねないものである。

そもそも、夫婦の一方が破産するという現象は、形式的に当該破産配偶者だけの問題としてそこに現れたのかは疑ってみる余地がある。多分にその実態はというと、家族を代表するかたちで世帯主たる一方が破産を申し立てていると見るのが当たっているように思われる。すなわち、妻が家事に専念し夫が外で職に就いていたような場合、名義上は資産も負債も夫に多く帰属しているが、それを破産清算の対象とすることは、つまりは当該夫妻にとっての債務整理を行うに等しい。なぜなら、破産の場合はもちろん、民事執行の場合でも、それを純粋に手続主体たる債務者だけの問題としていないことが、自由財産、差押禁止財産というかたちで現れているからである。法文としても、「債務者等の生活」（民事執行法131条1号・2号・11号・13号）、「標準的な世帯」（同条3号）、「債務者又はその親族が受けた勲章その他の名誉を表章する物」（同条10号）、「破産者の生活の状況」（破産法34条4項）というかたちで、これが考慮されていると思われる。

もっとも、夫婦一方の破産を事実上夫婦の破産と同視して、例えば常に共有財産を全面的に破産財団に取り込んでしまってよいかは微妙である。極端な例でいえば、夫のギャンブルや浪費による債務が多いケースで、正反対の生活を送ってきた妻の共有持分を奪ってしまうのは問題であろう。破産に先んじて、離婚財産分与をするのは、ある

7 家族名義資産の形式と実質をめぐる実務的苦悩については、野村剛司編著『実践フォーラム破産実務〔補訂版〕』（青林書院、2024年）261～263頁、266頁の図表2も参照。

8 夫婦の一方が破産した場合において破産財団を見極めるには、両者の財産関係を精査する必要がある。詳細な家族財産法規律を有するフランス法を素材にこのことを検討したものとして、大島梨沙「フランスにおけるカップルの財産関係」佐藤鉄男ほか編『家族財産法の世界』（商事法務、2025年近刊）。

意味で自己防衛であったのかもしれないが、それはそれで債権者からは疑惑の目を向けられる。

いくなれば、人間の生活が家族という単位で営まれているのに、破産手続を個々人単位で切り取ってしまうと歪みが生じてしまうということであろう。

4 夫婦共同破産の原点

夫婦一方のみの破産に3で述べたような問題があり、その解消策として夫婦共同破産があり得るのだが⁹、これは誤解を招きやすい発想でもある。というのも、結果的に夫婦の双方を破産者としてしまう点で、その負のレッテルを思うと耐え難い面があるし、個人の尊厳がうたわれる時代に「一家で破産」というのは、まるで全体主義的ですからある¹⁰。もちろん、筆者にそのような意図はなく、あくまで家計を営む夫婦の実態に即した合理的実践のつもりなのだが、説明を要しよう。

第二次世界大戦後の日本国憲法の制定、民法(家族法部分)の改正によって、家制度は廃棄され、代わって、個人の尊重、男女の平等が強調されるようになった。家制度のもとで無能力者とされた妻も対等の立場となり、夫婦は互いに同居、協力及び扶助の義務を負うことになり(同法752条)、夫婦財産契約が許容されるようになった(同法755条)。しかし、夫婦財産契約はあまり利用されておらず、その場合の法定財産制は夫婦別産制で個人化された(同法762条)。確かに夫婦別産制は個人主義にかなってはいないが、もとより共同生活を営む家庭にあって、いちいち個別財産の帰属名義を定めているはずもない。家制度の有無とは関係なく、夫婦ないし家族の生活は「水いらすず」、すなわち、これを財産の帰属でいえば共有が推定される場合である(同法762条2項)。言い換えれば、確かに従前と比べれば家族の構成員数こそ減ったが¹¹、家族は生活単位として少なくとも消

費共同体を形成している。のみならず、生産共同体といえば大袈裟になるが、家業というか、いわゆる中小企業は同族で経営されていることが多く、生活単位は完全には個人化していない。もちろん、そこに法人を設立している場合には、経営の分離を図り家計と切り離す必要があるが、現実はまだ別である。

このように考えた場合、数のうえで多くを占める自然人の破産は、単身者であれば確かに当該個人の現象であろうが、家族とともに共同生活を営んでいる場合には、仮に夫婦一方の破産であっても実質的には当該世帯の案件である可能性もある。だからこそ破産者の財産であっても破産財団に属させない自由財産では、破産者個人に限られない家族ないし世帯の保護が表明されているのである。

もっとも、世帯の構成員数は減る傾向にあるが、少子化が止まらない現在、出産・育児に専念する主婦婚の時期は短縮化し、つまりは夫婦共稼ぎが多いと、その経済活動も、日常家事債務とそれをはみ出る個別債務が混在するかたちで活性化する。しかし、それがいったん歯車が狂い破綻する際には、夫婦それぞれの名義の債務が存在しており、世帯を代表して一方が破産を申し立てるのでは足りず、夫婦揃って破産を申し立てる、そうしたかたちで夫婦の共同破産が顕在化することになる。具体的には、家族が居住する住宅に関し、夫婦でペアローンを組んでいたり、片方が主債務者でもう片方が連帯保証していたり、夫婦で個人商店を営んでいて、ともに名義こそ個人単位であるが実質はいずれもこの商店に絡んだ債務であったり——というような事例が容易に浮かんでくる。そのうえ、積極財産の方も、固有財産、共有財産の区別があいまいであったり、便宜的であったりしたら、個人単位で破産手続を進めるのはむしろ不自然で、共同破産が理にかなうことになる。無用な離婚、それに伴う財産分与も回避でき

9 佐藤鉄男「自然人倒産制度の考え方」中央ロー・ジャーナル20巻2号(2023年)73頁、佐藤・前掲注2・97頁においてピックアップした家族共同破産の多くは夫婦と思われるものである。

10 実際、共同破産は夫婦のみならず、家族と思われる3人ないし4人が一緒に申し立てているケースも発見できる。

11 大家族、二世帯家族は少なくなり、中心は核家族で、単身家族も増えている。

るし、実質的に夫婦を一体的な与信対象と考
えた債権者間の平等も確保しやすいであ
ろう。

こうして夫婦の共同破産は、効用が、と
もに破産者のレッテルを余儀なくされる弊
害をある程度上回るように思える。

5 多様な家族共同破産

(1) 驚きの実態

つい最近、すなわち、2024年8月、官報
の破産公告から、家族の共同破産と思われ
る例をピックアップする作業をするまで、
共同破産については、グループ企業が破綻
する場合のほか、夫婦で時々活用されてい
るイメージしか私にはなかった。それは、
明文規定をもつアメリカや中国・深圳でも
ターゲットがもっぱらspouse（アメリカ）、
夫妻（深圳）であることで、発想がいつの
間にか固定されてしまっていたからであ
ろう。

ところが、現実には想像をはるかに超えて
いた。官報公告において、債務者の属性（
性別、年齢、続柄等）が明らかにされるこ
とはないが、住所・氏名が記載されるので
、同居する男女カップルの同時破産は見
つけやすい¹²。そして、官報を拾ってみると
、同時破産は夫婦に限られないというにと
どまらず、むしろかなり多様であることが
分かった。そもそも続柄が判明しない以上
、同居している同姓の男女カップルですら
夫婦である保証はなく、親子（父と娘、母
と息子）、兄弟姉妹その他親族である可
能性もある。この点は、ごく小規模ではあ
るが、官報で拾えた家族の共同破産と思
える事件を担当した破産管財人弁護士に
アンケート調査を行い、続柄について得
られた回答結果により、同居している同
姓の男女カップルは予想どおり夫婦であ
ることが多いことを確認できた一方

で、親子、兄弟姉妹の例が存在すること
もはっきり確認できた¹³。親子、兄弟姉妹
という存在は、氏を同じくし同居をしてい
ることもあるが、子が結婚して独立したり
して、同居・同氏状態から解放されること
も当然ある。しかも、親子や兄弟姉妹は
、具体的には、父と息子、母と娘、兄弟姉
妹という具合に同性であることも多いわけ
で、官報からは「男男」「女女」というふう
に同性のペア（時には3人ないし4人）¹⁴
で共同破産している例も拾うことができ
、アンケート調査によって、同性の親子・
兄弟姉妹の例が相当数存在することが分か
った。このように家族共同破産といっても
多様な実例があることが分かったことは、
情報として有意義であり、さらに深く分
析検討することの必要性を感じさせた。当
然、なかには、昔ながらの非婚、未届けカ
ップル（その場合は、別姓男女として現
れる。）である内縁関係もあり得るだろう
し、世界の潮流に乗って、同性パートナー
で共同破産に至る例だってあってもおか
しくない（これは、サンプル数の拡大、つ
まり官報をどこまで拾えるかという努力
の問題である。）。

(2) 人間の本能の体現たる家族共同破産

共同破産の典型である夫婦なら、同居・
協力・扶助の義務があるので（民法752条）
、つまり共同生活の結果として夫婦双方に
つき破産が必要になることが起こり得るこ
とは想像しやすい。しかし、その他の家族
間とはというと、未成年の子との関係で
こそ親は生活保持義務を負っていると解
されるが、それ以外となると、直系血族
及び同居親族の扶^{たす}け合い義務（同法730条）
、直系血族及び兄弟姉妹間での扶養義務
（同法877条1項）、3親等内の親族間の
扶養義務（同条2項）が定められている
にとどまる。こういった親族間では、夫
婦や核家族親子のような共同生活体を当
然に形成するも

12 近時は、当事者識別情報等の秘匿制度（民事訴訟法133条以下）の導入で、破産手続でも応用され、代替住所・仮名で公告されることがある（旧住所が記載されることが多い。）。

13 佐藤鉄男「家族共同破産へのアプローチ」本誌187号（2025年）112頁。

14 共同破産が3人以上になると、性別、続柄の組み合わせはさらに広がる。同性3人ないし4人という例もあるが、男女混合で3人、つまり、男2人と女1人、女2人と男1人ということになると、親夫婦（父母）と子（息子又は娘）、父又は母と子夫婦（息子夫婦又は娘夫婦）とパターンが増えてくる。

のではない。にもかかわらず、多様なパターンで共同破産が実在しているのはなぜか、見過ごせない問題のように思える。

夫婦の場合は、もともとが他人同士であるがゆえに（民法734条による近親婚の禁止）、他の家族とは異なる意味合いで共同生活に入る。考え方こそ国によって異なり、契約によることも可能であるが、デフォルトとして夫婦財産制というかたちでその財産関係は格別な位置づけが与えられている（ただし、わが国のそれは極めて簡潔なものにとどまる。）。これに対し、それ以外の家族がどうして共同生活を営むのかは、血族ないし姻族としての身内意識が根底にあることは想像できるが、はっきりしたものがあるわけではないだろう。ただ、今日では、そこに家制度を意識するようなことは基本的にないと考えたい。そうすると、公的扶養の前に親族間扶養の可能性を唱えつつも、夫婦財産制ですら極めて簡略なわが国の民法は、その他の家族間の財産関係を規律する家族法特有の特別規定をもっていないので、それは通常の契約関係に委ねたということになる。つまりは、個人主義を基調とした近代財産法の世界のはずである。

しかし、現実感覚として、そして家族共同破産の実情が示唆するように、婚姻数が減り単身世帯が増えてはいるが、複数の家族が一つ屋根の下で生活を共にしていること、つまり家族が緩やかに団体を形成しているのは、本能的なものというふうに思えないだろうか。ここで参照すべきと感じたのが、フランスの家族の歴史的な変遷を追い、家族の団体的現実がもつ意義を解明した高橋朋子

教授の研究である¹⁵。家族の団体性を唱えることは、家制度の復活と誤解されかねない一面がないわけではないところ、個々の構成員を超えて、共通の財産（財布）が形成され、構成員の活動がそれに収斂するのは、そこに法人格を読み込まなくとも、団体性があるとの理解には、さまざまなかたちで家族共同破産が現れている現実を知った筆者として大変に説得力を感じた¹⁶。

(3) 家族共同破産の基本構図

家族共同破産の原因と基本構図を考えてみたい。おそらく、夫婦、親子、兄弟姉妹、それ以外であれ複数の者が「親密圏」を形成する限り本質は同じと思われる¹⁷。

第1に、当該家族構成員の相互依存性の存在である。形式的な続柄や親等もそれに大きく影響していると思うが、生活共同体としての実在性は同居という居住形態に現れる。その意味で、家族共同破産は基本的に人数に関係なく同居者ケースで占められている¹⁸。例外的に非同居ケースも存在しているが、その場合は、連帯保証等の契約関係が明確に認められる場合である。

第2に、共有財産の存在である。この場合、誰の名義に属するかにはこだわっておらず、また持分も観念しない¹⁹。相互に同居生活に係る家事債務の代理権限を承認し合い、したがって、外部の者と何か契約関係に立った場合、誰が直接の行為者であっても、効果は全員に及ぶと了解している。言い換えれば、全員の共有財産をベースに共同体が成立している関係であり、内部的にリー

15 高橋朋子『近代家族団体論の形成と展開』（有斐閣、1999年）、特に、わが国の家族団体論に言及した277頁以下。家族法初心者にとって、石綿はる美准教授による、「団体としての家族とその「保護」」法時95巻10号（2023年）86頁による同書の解説が、理解の手引きとなった。

16 もっとも、この家族の団体性が、どのような団体であるのか、そこに法人格を観念しないのであれば、組合なのか、法人格なき団体（民事訴訟法29条参照）なのか、そこは簡単な問題ではない。かつて、破産財団の性質を「暗星の法人」と説く見解があったが、近いかもしれない。

17 社会学の分析が有用となる、野田潤「家族の近代と親密性の論理」筒井淳也ほか編『岩波講座社会学(10)〈家族・親密圏〉』（岩波書店、2024年）133頁、野辺陽子「〈血縁〉の家族社会学」同書201頁。

18 血縁ではなく同居重視で家族を捉えることについては、大村敦志『新基本民法(7)〈家族編〉[第2版]』（有斐閣、2025年）179頁。破産法も同居者に言及している（破産法161条2項3号）。佐藤鉄男「民事手続法における同居者」中央ロー・ジャーナル19巻2号（2022年）65頁。

19 離婚や相続が発生する場合に限り、財産分与や遺産分割というかたちで持分が顕在化することになる（民法768条3項、906条は、「一切の事情」の考慮で通底するところがある。）。

ダ一的な存在はいても絶対的なものではなく、ときに構成員に変動が生ずることもある。法人格こそないが、そこに団体性を見いだすことは背理ではない。

第3に、同居し共有財産を有している家族共同体であるが、具体的な営みには、いくつかのタイプがあり得る。ここでは、大村敦志教授による3つの家庭＝共同事業体パターンが参考になる²⁰。すなわち、①共同事業主型、②出資者型、③労働者型である。実際にはグラデーションになっていると思われるが、私なりに解釈すれば、①は、例えば、屋号をもった個人商店を夫婦ないし家族総出で営んでいる場合で、②以下は、構成員の関係性に役割分担がある場合で、③になると、一部の者は従属的な存在となっているような場合である。もっぱら家族内で扶養されている状態の者は、仮にこの家族共同体が経済的に破綻しても破産の必要性はないのが通常であるが、法人格を備えずに個人事業を営む場合においては、事業関係と消費関係の区分けがあいまいになりがちなので、事業関係の債権者からすると、もっぱら従属的な存在の家族（対外的に稼働していない学生や高齢者等）であっても信用補完の対象と考え得ることによる²¹。狩猟民族ではなく農耕民族であった日本人は、家産たる農地の周辺に一族が住み、一家総出で家業に勤しんでいたことが原点としてある。

もとより、現代の家族のありようはバリエー

ションに富み、ステレオタイプな家族モデルもあってなきがごときかもしれない²²。筆者は、先に、官報公告で1か月分のサンプルと簡単な破産管財人アンケートから家族共同破産の重要さを知ったが、今回、新たな研究仲間を得、かつ、研究助成も得たので、さらに思索を重ねているところである²³。

6 家族共同破産調査の意図

もとより、家族共同破産は、個人の破産事件全体のなかではその一部にすぎない。しかし、ごくまれな存在というのではなく、相当数存在する。今回、サンプルを5か月分（2024年11月～2025年3月）に拡大したことで、現時点における家族共同破産の利用状況は年間ベースでの推測もほぼ可能なものと感じている²⁴。ところが、これまで家族共同破産に格別な注意が向けられることが少なかった²⁵、大量の個人破産事件のなかに埋没してしまい、その意義や問題点が探られることもなかったというわけである。

しかし、日本全国のどこかの裁判所に家族共同破産の実例が日々持ち込まれている現実がある以上、それがより望ましいかたちで運用されるに越したことはない。ただ、家族共同破産といっても、ひとくくりにはできるほど単純なものではない。そもそもそれがどのような意味での家族共同破産なのかを見極める必要がある。すなわち、当

20 大村・前掲注18・62頁。

21 就学中の子どもによる店番・配達・看板娘、引退した祖父母による孫の世話といった家庭内の労働があって家業がまわっている場合、それを含めて家族全体が債権者にとっての与信対象というわけである。連帯保証の実質はこれに近いことが多かった。

22 筆者は、講談社現代新書のロングセラーである、河合隼雄『家族関係を考える』（講談社、1980年）で学んだ家族像を手がかりにしたが、日本家族社会学会が全国家族調査を重ねてきて、大いに家族像が変わってきたことを知った。木戸功ほか編著『日本の家族のすがた』（青弓社、2024年）。

23 布施俊輔、佐々木明子、影山香名子、生井澤葵、千葉真太の各弁護士とともに、公益財団法人日弁連法務研究財団に「家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究」というテーマで研究助成に応募し、181号研究として採用された。本稿はその第1歩である。

24 ほかに、過去をさかのぼる意味で、2014年8月の官報も調査した。実は、全体の破産新受件数が若干少ない2014年8月の方が家族共同破産の割合は多かった事実が分かった。これまで注目されることがなかったので、家族共同破産の有用さが実務において十分伝承されていないのではないとも感じている。2時点の差はなお検討を要する。

25 アメリカの夫婦共同破産の有用性は、宮川知法「破産と離婚」竜崎喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』（有斐閣出版サービス、1988年）303頁がこれを示し、山田文「米国における夫婦共同手続の導入可能性」河野正憲＝中島弘雅編『倒産法大系』（弘文堂、2001年）492頁が詳細を示していた。早くからそれを知りながら、この歳になるまで私自身で具体的な研究ができていなかった。

該案件の基本構図を解明する意味で、①関係当事者の続柄、②財産状況（共有財産・債務、固有財産・債務の存在状況）、そして、③関係当事者の活動状況、の把握がカギを握る。

おそらく、共同性が弱く手続を揃えて一緒に処理するにすぎないものから、共同性が強く実体的に統一的に処理した方がよいものまで、ケースバイケースであると思われるが、当事者の関係性に着目することで、処理上のポイントは見えてこよう。現在は、個々の案件を扱う代理人弁護士、裁判所、破産管財人がそれぞれの考えや工夫で最適な処理に努めているのだと思うが、今回の私たちの調査研究によって家族共同破産に関する問題意識が普及することで、ひいては実務の改善にもつながり得よう。

まずは収集した官報公告のデータを解明する。全国レベルでの各種タイプがどう現れているか、地裁単位で眺めた場合はどうか、こういった状況が分かれば個々の案件を正しく位置づけできるようになるはずである。次いで、破産管財人選任ケースについて管財人アンケートを予定している。ここから判明する債務者の続柄情報や処理状況は一般にはアクセスができないものである。守秘義務を負っている弁護士としては回答には葛藤が伴うかもしれないが、お寄せいただいた回答は研究目的でしか使用しないし、研究結果の公表に際しては、具体的な案件が分かるかたちで開示するようなことは断じて行わない。可能な範囲でのご協力をお願いしたい。

7 おわりに

家族共同破産にはさまざまなタイプのものがある。そして、共同破産を試みる当事者の関係性により異なる様相を見せるものである。夫婦の場合は夫婦財産制との関係が、その他の家族間の場合にはどのような意図をもった家族団体になっているかが、重要であるように思う。今回の研究チームの主流は弁護士であるので、タイプ別に事件の受任から破産管財人に選任された場合の注意点まで探り当てたいと考えている。とりわけ、共同破産

が当然に複数の債務者を想定しているので、利害調整の仕方はカギを握る可能性がある。3人、4人と構成員が多くなる場合には、むしろ手続主体をその構成員から家族団体そのものと捉える方がよいということもあり得よう。

家族共同破産というテーマが想像以上に難問と感じているいま、限られた予算、時間でどこまで解明ができるか自信はないが一同最善を尽くす所存である。

家族共同破産形態論*

—多数当事者民事訴訟の規律を参考に—

中央大学大学院法務研究科 教授
 吉澤総合法律事務所 弁護士
 いずみパートナーズ法律事務所 弁護士
 弁護士法人 Monte 南浦和法律事務所 弁護士
 菅沼法律事務所 弁護士／
 中央大学大学院法務研究科 兼任講師
 東京丸の内法律事務所 弁護士

佐藤 鉄男
 布施 俊輔
 佐々木 明子
 影山 香名子
 生井澤 葵
 千葉 真太

戦後80年を迎え、家族の形態もさまざまな変化を遂げるなか、本誌でも「家族と破産」「離婚と破産」「相続と破産」といったテーマを取り上げることが増えてきました。

この特別企画では、夫婦や親子、兄弟姉妹などの家族が一体として破産を迎える場面——家族共同破産——について研究をされている中央大学大学院法務研究科の佐藤鉄男教授を中心とするみなさまに、その研究の成果をご紹介します。
 (編集部)

1 はじめに

もともと破産手続には、債務者とこれに対して債権を有する相当数の債権者という具合に関係者を多く内在させる集団的な側面がある¹。とりわけ、個々の債権の存否や額について、それが仮に

一部の者の間での争いであっても、手続関係者全員に対し一挙的に決着をつけるシステムは集団性の現われであろう(破産法131条1項・2項)²。

これに対して、本稿で取り上げるのは債務者が複数いるという場合である。そう聞くと、法人にあっては、親子会社など集団を形成している結合企業の複数の法人が同時に裁判所の倒産手続を利

* 本稿は、標記の6人で取り組む、公益財団法人日弁連法務研究財団181号研究「家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究」の成果として公表するものである。

1 クラスアクションと倒産手続がコラボすることについて、福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説[第2版]』(商事法務、2017年)459頁。また、大量の不法行為被害の倒産手続による救済については、樺博行「大規模不法行為の倒産手続による解決」白鷗大学法科大学院紀要9号(2015年)39頁。

2 このことに関連して、佐藤鉄男「法定訴訟担当者としての破産管財人」加藤哲夫先生古稀祝賀『民事手続法の発展』(成文堂、2020年)395頁、佐藤鉄男「破産債権の確定プロセスにおける債権者の地位」本間靖規先生古稀祝賀『手続保障論と現代民事手続法』(信山社、2022年)897頁。

用する場合を思い浮かべることが多いと思われるが、これは自然人の場合にもある。夫婦が同時に破産するのがその典型である。この現象は、厳密には当該夫婦の財産関係がどのようなものであるかによって違いがあり得るものの、共同生活を送っている夫婦は経済的な破綻も連動することが多いことによる。国によっては、夫婦の同時破産について明文の規定をもっていることもある³。しかし、わが国では、同一裁判所で関連事件の処理を可能とするための競合管轄の規定こそあれども（破産法5条7項）、ほかに特別の規定もなく、結合企業の倒産と比べ関心が払われることは少なかつた。確かに、夫婦で破産申立てをしたからといって、急に事件が大型化するわけでもないだろうから致し方ない。

それでも、自然人の破産事件では、債務者の配偶者をはじめとする家族との関係が大きな意味をもっている。したがって、そこでは家族法と絡む問題も多いと考え、「家族破産法」という視点で研究を始めてみるなかで⁴、改めて夫婦の共同破産が気になってきた。そこで、実務に疎い身の佐藤が、原始的な取組みを行ってみることにした。すなわち、官報の破産公告からそれらしき例をピックアップすることである⁵。

ところが、作業を進めてみると想定外の現実にご気づくことになった。というのも、確かに、住所を同じくする同姓の男女が連続する事件番号（連番）で債務者となっている例が多く、それを夫婦と推測するのは自然なわけだが、連番の債務者が同性（男女あるいは女女）であったり、男女が逆転していたり、別姓の2人であったり、3～4人同時に破産していたり——と、実に多様なパターンが存在していたからである。すなわち、複数同時に破産するのは、どうやら夫婦に限られないという現実がそこにあったのである。そして、若干の

破産管財人アンケートで関係性が判明したことで、さらに調査が必要と感じないわけにはいかなかった⁶。

現在、官報から家族共同破産と思われる例をさらにピックアップし、アンケート調査も規模を拡大し、それを素材に検討を進めているところであるが、本稿は、家族共同破産といってもそれが一様でないことに鑑み、それを形態面で捉えてみようとするものであり、これには民事訴訟の多数当事者論の枠組みが有用と感じたことによる。

2 共同破産の要因と契機

複数の破産事件が関連していても、裁判所における係属に同時性がなければ、そもそもその関連性を客観的に認知することは困難である。したがって、ここでは、関連する二者以上の破産手続が同時期に裁判所に係属する場合が射程ということになる。

家族共同破産は、債務者の人間関係、すなわち手続主体の人的関係に着目するもののように映る。確かにそうではあるのだが、裁判所の手続を利用する限りでは、解決すべき権利義務に共同性がまったくなければ、家族といえども本質的な意味での共同の契機は認めにくい。その意味で、共同訴訟の要件であるところの権利義務の共通、「権利又は義務が…同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」（民事訴訟法38条前段）というのは、当然前提になると思われる。そうすると、夫婦の場合であれば、日常家事債務の連帯責任（民法761条）があり、共有が推定される財産も多いであろうから（同法762条2項）、十分に権利義務の共通性が満たされ得る。これに対し、夫婦以外の親族間では、未成年の子に対し親権者が監護教育の

3 アメリカや中国・深圳経済特区個人破産条例に見られる。山田文「米国における夫婦共同手続の導入可能性」河野正憲＝中島弘雅編『倒産法大系』（弘文堂、2001年）492頁。

4 佐藤鉄男ほか編『家族破産法への誘い』（商事法務、2025年）。

5 佐藤鉄男「官報公告にみる家族共同破産」中央ロー・ジャーナル21巻4号（2025年）93頁。

6 佐藤鉄男「家族共同破産へのアプローチ」本誌187号（2025年）112頁。難問の予感もあり定年を前にひるむ気持ちが佐藤にはあったが、本稿冒頭に掲げた弁護士5人の協力が得られることになったので、公益財団法人日弁連法務研究財団の研究助成のもと、改めて取り組むことになった次第である。

義務を負う場合（同法820条）を除き、当然に共通の権利義務が生ずるような定型的な関係にはない。ただ、直系血族及び同居の親族の場合には扶養義務（同法730条）、直系血族及び兄弟姉妹では扶養義務（同法877条）が定められているので、共通の権利義務が生ずる可能性があり得る。このほか、より現実的な話として、親族であるがゆえに、身内意識、同族のよしみで、密接な関係性を有することは多い。とりわけ、それは家業を営むうえで見られる現象である。その現れ方はさまざまと思われるが、共同出資、雇用、その他いろいろな意味での協力関係のもと、一族で商売を繰り広げているような場合を考えればよい。仮に法人組織化していても、破綻に至る場面では、非同居親族間でも保証関係などで共通の権利義務を負っているということだってあり得る。

夫婦を念頭に家族共同破産の実情に迫ろうとしたところ、夫婦にとどまらないことがすぐに分かった。前述したように、事件の特定のため、原則として、債務者の氏名と住所が示されるのであるが、多様なパターンがあり、破産管財人アンケートで関係性が判明した限りで、夫婦のほか、親子、兄弟姉妹の例が確認できた。夫婦は同居して共同生活を営んでいるので経済的蹉跌が連動するのはむしろ自然ですらあるが、幼少期の子や兄弟姉妹ならいざ知らず、成人以降はむしろ相互に独立するのが普通であろう。それでも、諸般の事情で、親子や兄弟姉妹が身を寄せ合って生活している例は存外に多く、そうした場合、互いに少ない収入を持ち寄り、住居費などの生活コストを節約する意図で共同生活を送っているので、歯車が狂えば共倒れしやすい、というわけである。

このように夫婦ほどの必然性はないものの、親子や兄弟姉妹でも共同破産に至ることは十分あり得る。官報の破産公告から確認できる限りでいうと、共同破産の多くは事件番号が連続しており、これは当初から共同破産を余儀なくされた、あるいはそれを意図した、いわば原始的な共同破産となっている。ところが、時折、氏名、住所から家族共同破産と推測できるものの、事件番号が連続していないケースも見受けられる。番号の隔たり

が大きい場合もある。これは、当初は1人だけの破産で済むと考えていたところ、かえって別の家族に対する債権者からの追及が厳しくなったことで他の家族の破産も必要と分かったような場合で、いわば追加的な共同破産ということになる。もっとも、官報で確認できるのは、事件番号に隔たりはあっても、開始決定段階で揃った場合に限られる。なかには、先行事件が開始したあと、遅れて別の家族についても申立て・開始決定に至ることもあるのではないかと推測するが、官報でそれを探し当てることは不可能に近い。

こうして、家族が破産手続に関して連動することは少なからず存在するのであるが、その家族間で権利義務がどの程度共通しているかはケースバイケースであろう。それは、その者の形式的な続柄はもちろん、現実的な意味でどのような共同生活を送っていたのかによる。夫婦であれば、普段の夫婦財産関係ということであり、その他の家族間であれば、共同生活の要因のいかんである。このことは、開始された共同破産がどのようなものになるのかに影響するのであり、さらに細かく考える必要がある。

3 家族共同破産の諸形態

家族の共同破産は、当該家族がどのような共同生活を送っていたのかにより異なったものになり得る。

以下では、官報の破産公告に現れたところから想像し、民事訴訟の多数当事者訴訟の枠組みを参考に、形態の理念的な分類を試みてみたい。

(1) 破産手続のベーシック（基本型）

破産法は、特別な定めがない限り、破産手続に関して民事訴訟法を一般的に準用している（破産法13条）。日本国憲法の制定、それに伴う民法（家族法）の改正後は、社会的にも家族生活においても個人の尊重が重視されるようになり（憲法13条・24条、民法2条）、個人が権利義務の主体として生活しているので、紛争が発生し解決が必要に

なった際には、当該個人が当事者となって訴訟を利用するのが民事訴訟の原型となっている。しかし、個人を越えて多数人で紛争が生じた場合には、共同訴訟や訴訟参加、あるいは団体を単位として訴訟を起すなど、当事者が多数に及ぶ場合の受け皿も豊富である。

民事手続の一種である破産手続も、権利能力を有する個人や法人を単位に実施される。これを破産能力という。少子高齢化が叫ばれて久しく、晩婚化・非婚化の傾向が進み単身者が増えているという意味では、確かに個人単位で破産手続が実施されることは合理的なように思える。そのうえ、既婚者であっても、わが国における夫婦財産は別産制が原則となっているので（民法762条1項）、家族が同時期に破産した場合であっても、別事件として処理することで何も問題はないようにも映る。

しかし、別稿で論じたところであるが、このような割り切りは、共同生活を送っている暮らし向きを考えると不整合なこともある。すなわち、夫婦が明確に夫婦財産契約の届出をしていることは少ないし⁷、後得財産についての名義は便宜的で、むしろ共有が推定されるのが実情に即しているうえに（民法762条）、日常家事債務なら連帯して責任を負っている（同法761条）。こう考えると、平均的な夫婦が経済的に破綻した場合、個人単位で破産手続を進めることはむしろ不都合ではないかというのが、問題意識の出発点であった⁸。

(2) 隠れた家族共同破産

非婚化が進んでいることもあって、共同破産は個人の破産事件の多くても1割程度であり⁹、実際には既婚者もたいていの場合、個々人で破産手

続を利用していることがうかがわれる。しかし、これを文字どおり申し立てた個人の破産手続であると捉えるべきかどうか、実は一考の余地がある。というのも、結婚のあり方のひとつとして知られる主婦（主夫）婚、すなわち、夫婦の一方（例えば夫）が就業し、もう一方が家事育児に専念しているという場合、前者は世帯主であることも多く、要はその者が当該家庭の債務を背負うかたちで破産申立てをしたとは考えられないか、ということである。こうした夫婦にあっては、本来共有であるべき後得財産も世帯主名義になっており、債務もまた同様であって、形式上はその世帯主個人だけの破産手続のように映るが、実質的には世帯全体の破産手続にほかならないというものである。これは、いわば夫に妻の破産も託されたという意味で、民事訴訟でいう任意的訴訟担当に類したものと見得る。

実際、既婚者が単独で破産申立てをしている場合、このような意図であると見るができるし、合理的でもある。というのも、実質的には家事債務として連帯責任を負っているとはいえ、名義上の財産や債務のない配偶者まで当然に夫婦で共同破産するというのはいかにも大げさに思えるからである。その代わりに、現行破産法は、債務者が家族と共同生活を営んでいることを前提に、この家族を破産手続の視野に入れていることが分かる。具体的には、民事執行法上の差押禁止財産を破産者の自由財産としている点（破産法34条3項2号）にそれが現れている¹⁰。夫婦別産制が建前どおりのものになっていない実情に鑑みれば、実はこのようなかたちで、単独の破産手続に、事実上家族も一体として服させていると解される。したがって、破産手続の効果は家族にも及んでお

7 法務省「戸籍統計 [2023年度]」によれば、2023年度（2023年4月～2024年3月）に届け出られた婚姻件数は49万1,035。これに対して、同省「登記統計 [2023年]」によれば、2023年（2023年1月～12月）に行われた夫婦財産契約の登記の件数は23にすぎない。

8 この点については、佐藤鉄男「現代家族と共同破産」本誌189号（2025年）125頁。

9 家族共同破産の利用は、全国一律ではなく、地域差がある。地方裁判所管内単位で見た場合、10%を超える地区がある一方で、5%に満たない地区もある。家族のあり方の差、実務慣行の差が影響していると思われるが、なお慎重な検討を要する問題である。

10 民事執行法では、差押禁止の保護を「債務者」ではなく「債務者等」（131条1号・2号・11号・13号）ないし「債務者又はその親族」（同条10号）としている。

り、債権者は家族に対する権利行使を控えるべきであるし、免責の効果も家族に及ぶと解され(同法253条2項参照)、のちに配偶者の連帯責任を追究するようなことも禁じられよう。

(3) 明示的家族共同破産

前記(1)・(2)の2つで問題が解決するのであれば、官報に家族共同破産と思われる例が多数見つけられるようにはならないはずである。なにゆえに、家族共同破産という現実があるのか考える必要がある。夫婦でいえば、共稼ぎ、その他の家族でいえば、本来なら独立して生計を営んでいてもおかしくない家族が、何かの事情で共同生活を送っていることに由来する。それぞれ経済活動を行っている関係で、各自名義の固有財産もあれば固有債務もあるが、共同生活を送る意味は、相互に収入を補完し生活費を節約する意味があるため、帰属があいまいとか便宜的な財産や債務も存在している。夫婦以外でも、相互に家事債務の代理権を承認し合っていることも考えられる。

このような場合においては、前記(2)で述べたように、特定の誰か(例えば夫、親)の破産手続で、他の共同生活者(妻、子)の破産処理まで託すというのは、固有の財産や債務がそれなりに存在することを考えると無理であろう。したがって、夫婦であれ親子その他の共同生活者であれ、明示的に全員を破産主体として顕在化させることが必要となってくる。しかも、共有に属する財産と債務とともに、各自の財産も債務もあるという事情を考えると、まったくの別件として破産手続を進めるのでは不十分で、明示的に関連事件として手続に服させるのが望ましい。いわば必要的家族共同破産とでもいい得るものである。

もっとも、それで完全に一体的に、つまり、手続を揃える(手続的併合)だけでなく、実体も揃える(実体的併合)扱いを当然のものとするところまでは意味しない¹¹。というのも、その者たちの間で、どの程度共通の権利義務関係があり、また固

有の権利義務関係があるかは、個々のケースでまったく異なっており、これを一からげにすることはできないからである。これは、結合企業を構成する会社が多数倒産したからといって、企業間の関係が一様なものではないのと同様である。

したがって、ここでは家族共同破産を必要とする場合があることまでを示すにとどめ、その先の具体的な規律についてはさらに見極めることが必要だと指摘しておきたい。

(4) 家族団体破産

官報の破産公告で家族共同破産と思われるものを拾っていくと、債務者が3人以上のケースにも遭遇する。多くの場合、それらの者は、住所を同じくしているという点で同居者であるが、近隣在住の場合もある。父母が未成年の子を巻き込んで破産していることは考えにくいとすれば、その3人以上がどのような続柄にあるのかは気になるところであるが、破産管財人アンケートで回答を得られた限りでも、多様である。親子・夫婦・兄弟姉妹関係が絡んでいることはほぼ必定であるが、組み合わせはいろいろな様相を見せる。ときに姓が異なる者が混じっていることもある。通常、子は成人し、就職and/or結婚を機に親元から独立することを考えると、こうした(3人以上の)多人数破産は一見すると特異な印象を与える。

人が一つ屋根の下に集うという現象は、理念的には、何らかの縁によって導かれた「Gemeinschaft的な場合」と、合理的志向に導かれた「Gesellschaft的な場合」が考え得る。他人どうしのシェアハウスなどは、何らかの契約関係を介在させている点で後者のタイプと思われるが、血縁者が同居する場合は契約関係を介在させることは少ないであろうから¹²、前者のタイプになろう。農耕民族としてのDNAを宿した日本人は、血縁者が寄り合うのは本能的ともいえよう。すなわち、親権や養育という規範が妥当する前期親子関係、介護や相続という規範が支配する後期親子関

11 併合の実務が発展しているアメリカでも実体的併合は絶対ではない。In re Reider, 31 F.3d 1102 (11th Cir. 1994).

12 法体系的には、公的な扶助の前に、所定の範囲内の親族扶養が優先する扱いであるが(民法730条、877条1項2項)、余力がある限りにおいてである。

係が密になるのは当然として、相互に独立不干渉になっても不思議ではない中期の親子関係でも、漫然と同居を続けたり再開させたりする親子は多く、中期の兄弟姉妹の同居例も多い。その要因として、晩婚化・非婚化の傾向が続いていること、不安定な就業状況にあり収入が伸びないこと、などが考えられ、親元から独立していないというパターンである¹³。年長の世代にとっても全盛期を過ぎ収入が下降線をたどり始め健康不安も出てくることで、若い世代との同居で安心感を抱けているのかもしれない。

こうして、いろいろな続柄のパターンで家族共同体が成立し得る¹⁴。しかし、もともと収入に不安があった共同体であるため、破綻する際も運命をともしがちとなる。日頃から必死の経済活動を行っていて、結果として、個別名義の財産も債務もあるが、さほど名義にこだわらず、むしろ共同生活者全体のものという意識が強い。そして、当該家族を結びつける何らかの共通財産（家産）が存在している¹⁵。そうした意味で、特定の誰かが破産手続に服するだけでは問題の解決にならず、3、4人まとめて破産申立てをすることになる。その限りでは、前記(3)の明示的家族共同破産で債務者の数が増えただけのようにも思えるが、ここまでくると、その者たちによって形成された家族共同体の破産と考えた方がすっきりするのではないか。一見、個人の尊重とは相容れず、まるで「破産一家」というかたちで家制度が復活したかのようであるが、夫婦や親子という狭い単

位を越えて共同体を家族で形成している場合には、近現代でもそこに家族団体を見いだすことができるのではなからうか¹⁶。この点について民事訴訟法理論に受け皿を求めるならば、法人格のない団体であっても当事者能力を認めることがなされてきたことに思い至る（29条）。

すなわち、まったくの一時的な共同体はこれに該当しないが、例えば、「佐藤」姓の数名の共同生活が続いていて、構成員の範囲が対外的にも対内的にも認識されていて、さらには誰かリーダーと目されるような人物（例えば最年長者）がいるような場合である。このような場合、結局、共通財産・債務と各自の固有財産・債務の区別は曖昧ないしは便宜的なものであろうから、「佐藤一座」といった団体の名で破産手続を進めるという発想である¹⁷。もっとも、債務者が3人以上の場合に常にそのようにしなければならないとまで主張するものではなく、選択肢のひとつと考えている。個々の債務者を表に出さない点で前記(2)で述べた隠れた共同破産と同じ構造ともいえるが、明示的に団体を介したうえで、構成員の存在を意識させる点が異なるを考える。

(5) 利益相反型家族共同破産

同時期に家族が破産に至るという場合にその家族の利害状況が常に同じであるかということ、実は必ずしもそうではない。個々の事案はそれぞれ個性をもっていて、それ自体は事案の詳細を把握しないことには分かり得ないところであるが、官報

13 中期親子関係の捉え方には変遷があるのであるが、比較的最近のものとして、家族問題研究会の2019年大会シンポジウムのテーマは、「現代日本の未婚化と中期親子関係—20年後の『パラサイト・シングル』の時代—」である。大日義晴「現代日本の未婚化と中期親子関係」家族研究年報45号（2020年）1頁以下でシンポジウム全体が鳥瞰されている。

14 この場合、形式的な親等よりも、事実上の同居生活を送っていることで、実質的な親族となっている。同居の有無が家族性にとって重要と見る立場として、大村敦志『新基本民法(7)（家族編）[第2版]』（有斐閣、2025年）179頁。台湾では、非親屬（親族）でも、永く同居して共同生活を送る者は家屬とみなされる（台湾民法1123条3項）。

15 フランスの議論の例として、家族の思い出の品、墓などがあるが、日本では、差押禁止財産とオーバーラップする（民事執行法131条8号・9号・10号）。

16 破産というシチュエーションを念頭においたものではないが、フランス法からの示唆に基づき、家族に団体的現実があることを説いた研究がある。高橋朋子『近代家族団体論の形成と展開』（有斐閣、1999年）である。家族社会学でも、「家族的集団」が夫婦や親子関係に関係していることについて、筒井淳也『人はなぜ結婚するのか』（中央公論新社、2025年）28頁。例えば、今回、官報から拾ったなかでは、住所地番を同じくする女性4人（うち3人が姓を同じくし、1人だけ姓が異なり棟違ひ）の同時廃止ケースがあった（宮崎地方裁判所延岡支部・2024年11月官報。日付の特定は控える。）。

17 申立書類のなかでは、構成員を特定しておくことが必要と思われる。それによって、団体が受ける破産手続の効果が個々の構成員にも及ぶと解することが可能となり、債権者から個別に追及されることを阻止できるものとするのである。

公告を見ただけでも、明らかに違いを推測させるものがある。少し具体的に示そう。

それは夫婦の例で、確かに共有財産、共通債務があり、共同破産で処理すべき必要性が認められる一方で、両者の間にのっぴきならぬ対立も顕在化しているという場合である¹⁸。「富める時も、貧しき時も」愛し合うことを誓ったはずの夫婦も、現実問題として、金の切れ目が縁の切れ目となってしまうことは多い¹⁹。例えば、官報から現認したのものとして以下の例がある。

ア 第1に、2024年11月の官報本紙で確認できた、おそらくは夫婦離婚ケースである。事件番号は連続していないが近接しているので、1週間ほど遅れて申し立てられ、同一年月日時に開始となっていて、集会の期日、免責意見申述期間も同一であるが、破産管財人は別とされている。破産者兩名はかつて住民票上の住所を同じくし、姓も同じであったが、その後、女性の債務者が住所を移し姓が変わっている。つまり、離婚して復氏したように想像できる²⁰。これは、元夫婦として、共有財産や共通債務があり、関連事件として扱うのにふさわしいものである一方で、両者の間で利害が一致しない何かがあったため、同一破産管財人とはされなかった。そうすると、離婚に伴う財産分与の決着がついていないとか、破産に至っていて金額的には大きくないとしてもわだかまりが残っている、あるいは日頃の生活ぶりが両者で違い、免責の可否で判断を異にする可能もある、といった事情を想像させる。

イ 第2に、2025年1月の官報号外で確認できた、別居夫婦のケースと思われるものである。同姓なので離婚はしていないが、すでに別居していて、事件番号は連続していないが、破産申立ては

数日の違いで、開始決定年月日時は1日違い、破産管財人はやはり別人。免責意見申述期間は同一ながら、財産状況報告集会期日などは、およそ1か月の開きがある²¹。もし夫婦の事案であるのに、完全な手続の共同歩調が取りにくかったのだとしたら、例えば、両者の間で養育費の問題が未決着であるなどの事情を想像させる。このあたりは、アンケート調査で何か情報が寄せられればもう少し分析ができるかもしれない。

ウ 第3として、利益相反型家族共同破産は、法人とセットの家族共同破産でも見られる。それは、経営している事業の破綻と連動して家族共同破産が現れる現象は珍しくないところ、そこに絡む利害関係が複雑なゆえに利益相反型共同破産となったものと想像させるものである。すなわち、法人と個人の連続する4件の破産事件で、夫婦と思われる個人がそれぞれ代表を務める会社とともに破産手続開始決定になったものであるが、A社とB子についてはC弁護士が、D社とE男についてはF弁護士が、それぞれ破産管財人に選任されている（【図表】参照）。単発の事件として、法人とその代表者がセットで破産し、同じ弁護士が破産管財人に選任されることはすこぶる多く、この場合、メインの破産事件は法人の方で、法人成りした経営者のワンマン会社であるため、当初より金融機関から経営者保証が求められるなどしていたなどという経緯が考えられ、会社と経営者本人の間に大きな利害対立はないと思われる²²。実際、同様なことが重なってしまった、とでもいおうか、同姓の家族（父・息子あるいは兄弟）とそれぞれが代表を務める法人（3社+1社の計4社）、そのすべてにつき同一の弁護士が破産管財人に選任されるという例も確認できる²³。ところが、この

18 家族共同破産では、同一の弁護士を破産管財人にすることが多いが、時には、利益相反の問題もあり得る。Henry J. Sommer and Margaret Dee McGarity, Collier Family Law and the Bankruptcy Code § 1.08 'Ethics of Representing Both Spouses in Bankruptcy' (2019).

19 本来、破産と離婚は法律現象としては分野を異にした別のものであるが、内外を問わず、同時に現れることが多く、論文のテーマともなってきた。宮川知法「破産と離婚」竜崎喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』（有斐閣出版サービス、1988年）303頁、木内道祥「破産と離婚」日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会編『個人の破産・再生手続』（金融財政事情研究会、2011年）96頁、佐藤鉄男「破産と離婚」本誌167号（2020年）120頁。

20 もちろん、ほかにも、父と娘で、娘が結婚して、実家を出て夫の姓になった、などいろいろ可能性はあり得る。

21 たまたま同姓の他人どうしの男女が1日違いで破産手続開始に至った可能性もある。

【図表】利益相反型共同破産の官報公告の例（法人と経営者夫婦同時破産。管財人は別々）

破産手続開始	
<p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p>令和6年（フ）第16号</p> <p>〇〇市△区◇町1丁目2番3号</p> <p>債務者 A株式会社</p> <p>代表者代表取締役 甲野B子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐布C太 4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前11時 <p>〇〇地方裁判所民事第4部</p> <p>令和6年（フ）第17号</p> <p>〇〇市△区◇町1丁目2番3号</p> <p>債務者 甲野B子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐布C太 4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前11時 	<ol style="list-style-type: none"> 6 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで <p>〇〇地方裁判所民事第4部</p> <p>令和6年（フ）第18号</p> <p>〇〇市△区◇町1丁目2番3号</p> <p>債務者 D株式会社</p> <p>代表者代表取締役 甲野E男</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 影澤F明 4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前11時 <p>〇〇地方裁判所民事第4部</p> <p>令和6年（フ）第19号</p> <p>〇〇市△区◇町1丁目2番3号</p> <p>債務者 甲野E男</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 影澤F明 4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで 5 財産状況報告集会・一般債権調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで <p>〇〇地方裁判所民事第4部</p>

【図表】のケースでは、B子とE男は夫婦でありながら、A社・B子、D社・E男で異なる破産管財人が選任されている。4社と家族2名のケースと異なり、会社の問題として、あるいは夫婦の問題として、利害対立があって、手続的には連動させつつも、実体法的には安易な併合をしにくい事情があったのであろう。その対立は、処理を通じてそれぞれの債務者の債権者の利害にも影響する可能性があり、したがって、利益相反型共同破産

は、民事訴訟手続にあって三面的（ないしそれ以上）な紛争関係の受け皿となっている独立当事者参加訴訟（民事訴訟法47条）をほうふつとさせるところがある。すなわち、B子とE男の間に争いがあり、その結果いかんがA社やD社の債権者にも影響してくるといような利害状況である場合などである。

22 会社と経営者の間に利害対立が本当でないといえるのかは、簡単な問題ではない。例えば、保証行為の無償否認が問題になる事案では、無償性は当該破産者（保証した経営者）の破産手続を基準に考えるというのが判例・通説の立場であるという意味では、安易に会社と経営者を一からげにすべきではないともいえる。最判昭和62・7・3（民集41巻5号1068頁）において、会社と経営者の利害に共通性を見いだす考えは少数意見にとどまった。

23 これは、2024年12月の官報で確認できる。事件番号が連続する6件の破産事件で、4法人2家族の事案が1人の破産管財人に委ねられたことになる。おそらく、事実上一体の存在として与信対象になっていたような場合であったのかと推測する。

(6) 従属的家族共同破産

共同訴訟にいろいろな形態があるように、家族共同破産でも、あくまで理念型として分類すればという意味であるが、これまで述べたものとは異なるものを提示することが可能である。

主婦婚のスタイルの夫婦が(夫婦財産契約を結ばなかったという意味で)デフォルトとしての夫婦別産制であるという場合、基本的には前記(2)で述べたように、夫の破産を隠れた夫婦共同破産と考えることでほぼ整理ができるのだが、日常家事債務には該当しないかたちで、配偶者の債務について連帯保証していたとする。例えば、夫が自宅外で個人事業を営んでいて、これとの関係で明示的に妻を連帯保証人にしたような場合を考えればよい。この場合、現実的に破産が必要なのは個人事業を営んでいた夫なので、夫が破産申立てを行い手続が開始したとして、それは連帯責任の顕在化を意味し(破産法104条)、固有財産がほとんどない妻にも破産原因が生じてくる。いわば、主債務者の破産に付随するかたちで連帯保証人の破産が導かれたもので、訴訟告知ないし補助参加型の共同破産である。

官報公告だけでは、どれがこうした従属的家族共同破産かと特定することは困難であるが、あり得ない話ではない。この場合、従たる債務者の資産は夫婦の共有財産(形式上は夫名義)だけで、これに対し、債務は明示的な連帯保証債務のみであるとすれば、要は主たる債務者の破産手続のほか実質的に処理対象とする権利義務はないことに

なる。その意味で、実質的には、主たる債務者である夫の破産手続に近いものの、それだけだと、妻の連帯保証責任が顕在化して取立てにさらされかねないので、妻も破産手続に引き込むことで債権者からの追及を控えさせるとともに、破産免責に関しては確実に得させることがかなうだろう。

4 家族共同破産の導き方

家族共同破産は、実務で確実に受け入れられていると思われるが、その実態はこれまでほとんど知られていなかったのではないかと。そこには特有の問題点や注意点もあるはずだが、注目度が低かったため、プラクティスの伝承が十分されて来ていない可能性がある²⁴。すなわち、せいぜい申立代理人弁護士、破産管財人に選任された弁護士、担当裁判官・裁判所書記官の個人的な知見としての蓄積こそあっても²⁵、実務の現場判断で個別の事案につど対応するかたちで処理されているだけであり²⁶、家族共同破産という概念が意識的に取り扱われ、全国的に安定的に手続の利益を受ける状態にまで成熟しているとまでは言い切れない。このたび、公益財団法人日弁連法務研究財団の助成を得て、このテーマについて調査研究を試みるのは、こうした状況を打破すること、すなわち、家族共同破産に関する実情をできるだけ客観的に示すとともに、それをよりよいものにするための何かを打ち出したいと考えてのことである。

官報公告から多くのサンプルを集め、さらに事

24 というのも、2024年8月の官報から家族共同破産と思われるものをピックアップしたあと、比較の意味で、10年前(2014年8月)の官報について同じ作業を試みたところ、年間の破産新受件数は2024年の方が若干多いにもかかわらず、家族共同破産は2024年の方が少なかったからである。

25 法テラスの民事法律扶助では、債権者の数で援助額(つまり弁護士費用)が決定されるが、夫婦双方援助の場合(つまり夫婦で破産手続開始を申し立てる場合)、双方合計債権者数の基準額に6万6,000円を加算し、それぞれに分割した金額が援助額となるので、結果的に割引されることになる。

26 破産手続開始申立ての書式については、地方裁判所ごとに用意されていることが多く、そもそも地域性があり、全国統一されているものではない。例えば、さいたま地方裁判所の書式においては、申立書類の記載要領のなかで、家族共同破産が前提となっている「夫婦や親子などの同姓の債務者の複数の申立てをする場合は、委任状に使用する印鑑について、同じ印鑑を使用していないか確認します」といった表記があるが、その一方で、家族共同破産の範囲についての指針等はない。家族共同破産が管財事件になる場合の予納金についても、地方裁判所ごとに標準的な金額というものが定められていることが多いが、全国的に統一されているわけではない。例えば、同じくさいたま地方裁判所管内での家族共同破産が管財事件になる場合の一般的な予納金は1人目が20万円で2人目以降は5万円とされているが、東京地方裁判所管内では2人目以降は0円とされることが一般的である。

件を担当した破産管財人弁護士へのアンケート調査を試みている。目下それらを分析中であるが、本稿は、ひとまず明らかとなった点、家族共同破産にもいろいろなタイプがあることを理念的な意味での形態論として示したものである。

各タイプのための実践的な知見はさらに研究することで求めることとし、本稿では、個々の事案がいったいどのようなタイプの家族共同破産であるのか、当たりをつけるための契機を示しておきたい。

(1) 個人が破産を覚悟する意味

人は個人としてその尊厳が重視されなければならないし、そのプライバシーも尊重されるべきである。しかし、無人島で0円生活を送っているわけでもない限り、人は社会の連鎖のなかで生活していて、なかでも、家族との共同生活はその基盤といってよい。ただ、封建的な、そして関係性が序列化された家制度は基本的には否定され、近時は晩婚化・非婚化が進んだので、単身世帯も多い。それでも、夫婦は同居し(民法752条)、未成年の子とともに核家族を形成しているし、種々の動機から、親密圏が形成されていることも多い。そして、共同生活にはその運営、つまり家計のやりくりがついてまわる。これが夫婦であれば、夫婦財産制(まれながら、夫婦財産契約)という規律が用意もされている。したがって、もし既婚者が破産を決断したとすると、確実に金銭的な連鎖が他方配偶者にも及ぶであろうことは想像に難くない。同様に、配偶者以外の親族ないしその他と共同生活を送っている者の一人が破産する場合もそうした事情は同様であろう。

共同生活者への影響が自明の場合は、破産に関しても当初から共同であることが視野に入り、申立てを委任すべく共同で法律事務所を訪れるであろう。問題は、そのような認識がなく(ないしは意図的に)債務者もっぱら自身単独の破産申立てを想定しているような場合である。この場合も、相談を受けた弁護士としては、共同生活者と

の経済的な関係を確認することが肝要であろう。共同生活を送っていても、前述の隠れた家族共同破産として処理することでさほど問題なければ、いたずらに話を複雑にする必要はもろもない。

しかし、なかには、共同生活者を利用した倒産隔離を意図し、あえて単独での破産申立てを希望しているといったこともあり得よう²⁷。いずれにしても、ある者の破産がどのような経済的連鎖のなかにあるのかをできるだけ見極め、必要に応じて、家族共同破産へと、しかも当該事案にふさわしい形態で導けるに越したことはない。

(2) 関係性の確認

依頼者の素性をすでに知っている場合はともかく、事件の受任に際して、弁護士は依頼者の本人確認を何らかのかたちで行うが、個人破産の申立てを受任するとなると、破産に至る経緯・原因の確認のため、家族を含む債務者の家計状況の把握も必須となる。その時点で、家族の存在とその者との財産関係把握の端緒が開かれる。

当初、夫婦を想定し家族共同破産の実情に迫りたいというところから始まった調査研究であったが、調査研究を進めると、それは夫婦にとどまらず、親子、兄弟姉妹、その他同居者に及び、続柄まで判明したものだけでも、その組み合わせパターンは実に多様であった。債務者が誰とどのような共同生活を営んでいるか、どのような形態の家族共同破産が想定され得るのか方向性も見えてくるはずである。その意味で、個人破産の場合に申立て段階で、債務者の家族情報を申告ないし必要書類で確認する作業には効用がある²⁸。

(3) 家族関係と財産関係の交錯

わが国の民法は、家族間の財産関係に関し詳細を尽くすことをしていない。それは夫婦間でも例外ではなく、デフォルトを別産制とし(762条1項)、わずかに、婚姻費用の分担(760条)、日常家事債務の連帯責任(761条)の規定をおくにとどめる。その他の家族間では、公的扶養を補充的なも

27 従前から指摘されている、離婚財産分与を使って財産を元配偶者に移すことである。

のとする意味で、概括的な互助義務(730条)、扶養義務(877条以下)があるにとどまり、個々のケースにおける実際的な生活レベルでの関係性は規範化されていない。そこは、財産法の世界と家族法の世界のトランジット領域のようなものであると思われる。例えば、いわゆる同族会社は、別に親族関係で役割があらかじめ固定されているわけではなく、その点は動機にとどまり、出資する、労力を提供する、保証人になる、あるいは互いに代理権を授与する——など具体的な関係性は何らかの契約を媒介としているのではないかと思われる。その意味で、破産法5条7項が、夫婦のほかに、相互に連帯債務者の関係にある個人(1号)、相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人(2号)についても管轄を拡大していることは、共同破産を導くうえで象徴的な意義を有しているように思われる。

家族共同破産とおぼしき例を官報公告で拾っていくと、わりと多いのが、法人とセットになっていたり、個人破産ながら屋号を冠して事業主であることが明白である場合である²⁸。こうした場合、もちろん、公私を切り離す意味で、家族から距離をおいたかたちでの事業展開である限りは家族共同破産が問題となる余地はないわけだが、それがそもそも一族にとっての家業であったり、人手を補うべく家族を頼ったりしていると、事業不振が家族共同破産をもたらしてしまうのはほぼ必定であろう。

このように一見するとビジネスの様相を呈して

いても、家族を巻き込んでいることは多くある。しかし、その場合の家族相互の位置関係は決め打ちできるようなものとは限らない。例えば、夫婦で個人事業を営んでいた場合であっても、妻の方がメインの事業者であったり、親子であっても、子がメインで親がサポートしていたり、という具合に、家族生活と事業経営でヘゲモニーが異なっていることだってある。したがって、家族関係と財産関係の交錯についてはその実質を浮き彫りにすることが重要である。

5 おわりに

わが国の倒産処理実務において、家族が共同で破産手続に服するという現象は確実に存在している³⁰。しかし、それが具体的にいかなるもので、そもそもどのような場合に有用であるのかについては、ほとんど共通理解がなかったと思われる。現在、これまでに官報から拾い上げた家族共同破産の例は累計で1,000件を超え、そこで知り得た破産管財人370余名にアンケートも送付した。さまざまな切り口で官報公告やアンケートの返信を今後分析して行く予定である。

それによって、定着をみているものの、個々の実務家の「秘伝の技」で処理されてきた状態から、理論・実務の両面で磨かれたものとするために少しでも貢献できればと考えている。

28 弁護士が破産事件を受任するにあたり、依頼者(相談者)の家族関係は必ず確認することになる。特に家計が一体となっている配偶者からの協力を得られない場合、破産手続の申立てに至るまでに相当程度の困難があることが予測されるし、そもそも、依頼者本人が家族に知られずに破産手続を終えるという希望を有している場合もある(この場合、依頼者と連絡を取ることも慎重に行う必要がある)。また、民事法律扶助の援助を受けて破産手続の申立てを行う場合、その申込みの段階で世帯全員が記載された住民票及び配偶者の収入資料を準備する必要がある。民事法律扶助を利用しないとしても、一般に、破産手続開始申立ての必要書類として世帯全員の記載がある住民票の提出、家族関係の報告、家族を含む家計全体の状況の提出などが求められており、例えば、さいたま地方裁判所の運用要領では、「同居者がいる場合は、同居者の記載がある住民票を提出します。同居者が別世帯になっている場合は、同居者の住民票も提出します。」と記載され、同庁の申立書においては「家族(同居・別居)及びそのほかの同居人の状況」を記載することが求められていて、さらに2か月分の家計全体の状況を報告する必要がある(そのなかで配偶者の収入等も記載することが求められている)。

29 現実には、官報の債務者名の記載では個人名の破産事件であっても、消費者ではなく、事業を営んでいる事案も相当数存在していると思われる。

30 前掲注8でも述べたように、その出現率を試算すると、個人破産新受事件のおよそ5%ほどである。ただし、その率は地域差があり、3~4%程度のところから10%超に達するところまである。家族共同破産の有用性の認知度や利便性の差(予納金の扱いなどの実務)、家族共同体のあり方の違い、などが影響しているはずであるが、今後の検討課題である。

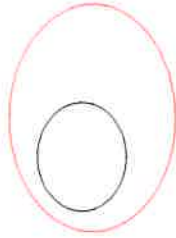
家族共同破産諸形態

1. 個人破産



単身者

2. 隠れた家族共同破産



夫婦

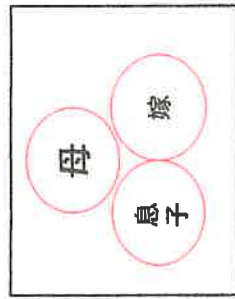
3. 明示的家族共同破産



夫婦

アメリカ
深圳(中国)

4. 家族団体破産



Gesamgut (独)

5. 利益相反型・家族共同破産



夫

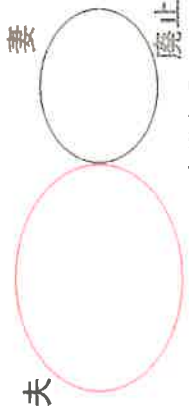
妻

否認
養育費

管財人A

管財人B

6. 從屬的家族共同破産



夫

妻

廃止

=> 連帯保証

管財

官報からうかがえるわが国の家族共同破産の実態*

吉澤総合法律事務所 弁護士

菅沼法律事務所 弁護士／中央大学大学院法務研究科 兼任講師

布施 俊輔

生井澤 葵

夫婦や親子、兄弟姉妹などの家族が一体として破産を迎える「家族共同破産」を考える特別企画。2回目の今回は、官報に掲載された破産手続開始決定の公告をもとに、日本における「家族共同破産」の状況を探ります。

(編集部)

1 はじめに

家族共同破産研究会は、家族が同じ機会に破産した事案を「家族共同破産」として捉え、官報公告を資料としてその実態の調査を行った。

最初に本調査が行われることになった経緯を若干記したい。

本調査に先立ち、佐藤鉄男教授は一人、2024年8月1日から同月31日までの1か月分の官報に掲載された破産手続に関する公告のなかから家族共同破産と思われる事案を抽出して、その実態を探ろうとするパイロット調査を行っている¹。このパイロット調査によって、家族共同破産は一部の地域や都市に限られず全国各地に見られる現象であること、共同破産した家族の人数・性別・関係

はバリエーションに富むものであることが明らかになった。

それと同時に、家族共同破産の正確な実態（地域、人数、性別、関係の分布や状況等）を把握するには、より長い期間を調査対象として、家族がいても必ずしも共同破産がされるとは限らないかなどのような場合に共同破産が選択されるのか、家族共同破産はそれ以外の破産と比べて実務上どのような点に留意して処理されているのかなどについて、より詳しく調査、分析、検討することが必要であることも明らかとなった。

もっとも、破産手続に関する公告は官報の本紙・号外に掲載され、1日分でさえ100件以上に及ぶ。これを単独で行うことは至難の業である。そこで、佐藤教授のもと、縁のあった弁護士5名は「家族共同破産研究会」を結成し、公益財団法人日

* 本稿は、家族共同破産研究会が取り組む、公益財団法人日弁連法務研究財団181号研究「家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究」の成果として公表するものである。研究会の参加者（研究員）は今回執筆を担当した布施、生井澤のほか、佐藤鉄男（中央大学大学院法務研究科教授）、佐々木明子（弁護士〔いずみパートナーズ法律事務所〕）、影山香名子（弁護士〔弁護士法人Monte南浦和法律事務所〕）、千葉真太（弁護士〔東京丸の内法律事務所〕）である。

1 佐藤鉄男「家族共同破産へのアプローチ」本誌187号（2025年）112頁、同「官報公告にみる家族共同破産」中央ロー・ジャーナル21巻4号（2025年）93頁。

弁連法務研究財団の助成を得て、より詳しい家族共同破産の研究を行うことになった次第である。

(布施、生井澤)

2 家族共同破産の「家族」とは何か

「家族共同破産」という言葉は、佐藤教授の論考で初めて登場した²。

この家族共同破産を検討するうえで、「家族」とは何かという問題がある。一般的には民法の第4編親族と第5編相続³を合わせた「家族法」の言葉が真っ先に浮かぶだろうが、民法のなかに「家族」を定義した文言はない⁴。

もっとも、憲法24条2項には「家族」という文言があり、憲法のコンメンタールによれば「家族の構成は法の問題でもあるが、親密な人間的結合である限り社会的な実態に影響を受ける」と解説されている⁵。

また、国際人権規約（市民的及び政治権利に関する国際規約：B規約）23条1項にも「家族」という言葉があり、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」と規定され、国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約：A規約）10条1項前段にも「家族」という言葉があり、「できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のた

めに並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである」と規定されている。

さらに、広辞苑では、「家族」について「夫婦の配偶関係や、親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基盤にして成立する小集団。社会構成の基本単位」と解説されている⁶。

広辞苑における「家族」の記載は、他の記載よりいささか範囲が狭く記載されている印象であるが、どの記載を見ても社会生活のなかで核となる小さな集団を意味していることは共通しており、民法上の親族よりも広く解されている⁷。

本研究の「家族共同破産」の「家族」はまさにこれに沿うものであり、民法725条に記載される親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）とは異なるという点が、特徴的であり興味深い点である。人間が社会生活を送るうえで、自由に自然に形成される何らかの共同関係にある群れ^{8,9}、（そして、その共同関係には強弱があつてよい）について、制度的にその群れの一部に線引きをしてグルーピングしたものが、民法725条の親族なのであつて、それはときに「サイズの合わない靴」を履かされたように人に不自由や違和感をもたらしこともある¹⁰。

近年でその合わない靴として例をあげるならば、事実婚（夫婦として扱われることを希望しているものの、何らかの事情で婚姻届を提出しない男女）や同性婚（パートナーシップ関係）が真っ先に浮か

2 佐藤・前掲注1（本誌187号）・112頁。

3 窪田充見『家族法（民法を学ぶ）[第4版]』（有斐閣、2020年）2～3頁では、「家族法」には第4編のみの場合と第5編も含まれる場合があり、「家族法」というタイトルの本を購入する際には、中身（目次）をちゃんと見なくてはならない」と表現されている。

4 大村敦志『新・家族法（たそがれ時の民法学）』（有斐閣、2025年）1～4頁でも、「家族」とは何か、という問いからアプローチがされている。

5 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)〈国民の権利及び義務1〉』（有斐閣、2017年）497頁〔川岸令和〕。

6 新村出編『広辞苑[第7版]』（岩波書店、2018年）。

7 二宮周平『家族法[第5版]（新法学ライブラリ9）』（新世社、2024年）3頁は、「歴史的にみれば、相続と扶養のために家族が制度化され、それを私有財産制度や資本主義経済が活用してきた」「国家が家族に一定の役割を担わせる限り、法は家族を制度化せざるをえない」として、家族の制度化について説明している。

8 生活のなかで共同関係を築くのは人間に限ったことではなく、自然界の動物たちでも多くの種が集団（群れ）を形成しているのであり、あえてこの表現を使う。

9 筆者はこのように表現をしたが、社会学においては「親密圏」と表現されることがある。

10 民法725条の親族は時に「笑う相続人」を生み出すこともあり、これも実務家である筆者の違和感のひとつになっている。

ぶものであるし、ステップファミリーも該当する
場合がある¹¹。

破産法は否認の規定のなかに、「破産者の親族
又は同居者」（破産法161条2項3号）という文言を
おいており、「親族」を超えた「家族」（あるいは
何らかの共同関係にある群れ）の存在を当然に想定
しており¹²、「親族≠家族」というスタンスで本研
究を進めようとするわれわれにとって、相性のよ
さを感じさせてくれる。

また興味深いのは、実務の世界では、親族間の
調停である（具体的には配偶者から配偶者に対する）
婚姻費用分担請求調停の申立書でも¹³、夫婦関係
調整調停の申立書でも¹⁴、申立書の書式のなか
にあるのは「同居を始めた日」を記入する欄であ
り、婚姻日の記載を求めている¹⁵。ここにも、
「親族」の揺らぎを見つけることができる。

ここで筆者が述べたいことは、家族という単語
は、法律家であるがゆえ、つい親族という定義か
ら考えがちになるものであるが、この家族共同破
産をのぞき込むことによって「親族」にとられ
ず、破産法のレンズを通して原始的で自然な家族
のかたちを垣間見ることができるということであ
る。

このように語ると、家族共同破産の「家族」
は、社会生活を共同で行う者、つまり同居をして
いる者たちと一見定義できそうであるが、異なる

住所の者が家族共同破産を行っている事例も見つ
かっていることから、より注意して検討する必要
がある。

実務的な観点からも、破産手続申立てにあたり
必要書類となる家計簿の記載方法であるが、他の
同居の家族と家計が一体になっている（混在して
いる）場合には、家計全体の収支が記載されるべ
きだと運用されていて¹⁶、家計が一体になって
いる場合、申立人（将来の破産者）から見て、配偶
者、親、子、兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹、同棲
している交際相手の収支も合わせて報告する必要
がある。

超少子高齢化時代に突入する現代、これまで民
法が規定してきた「親族」では、「家族」が足りな
くなることは必須で、合わない靴の違和感が強ま
ることがあっても弱まることはない。そのような
なか、「親族」を超えた「家族」に触れられること
は有意義である。

〔生井澤〕

3 家族共同破産の「共同」とは何か

家族共同破産の「共同」とは、ある者が他の家
族とともに同一の機会に破産することを指してお
り、その前提には共同訴訟の要件である権利義務

-
- 11 具体的には子連れ再婚で、親の再婚相手と連れ子が養子縁組しない場合、親の配偶者とは親族関係が生まれえないもの、世間的には「家族」として認識されているケースなど。
 - 12 倒産法における「同居者」については、佐藤鉄男「民事手続法における同居者」佐藤鉄男ほか編著『家族破産法への誘い』（商事法務、2025年）328頁以下において、詳しく検討されている。なお、筆者はこの否認権の規定のなかの「同居者」について真っ先に浮かんだ事例は、借金を逃れるために早々に離婚をしたものの、実態としては継続して婚姻生活を営んでいる元配偶者（いわゆる偽装離婚）の事案である。
 - 13 裁判所ウェブサイト「婚姻費用の分担請求調停の申立書」参照。
 - 14 裁判所ウェブサイト「夫婦関係調整調停（離婚）の申立書」参照。
 - 15 実務的には、同居を開始した日を記憶している依頼者は多くないことから、前掲注13・14で紹介した書式例をアレンジして婚姻した日に変更して利用することが多い。新たな「親族」の創出である婚姻であるが、同居を開始した日と、結婚式を挙げた日と、婚姻届を出した日が一致しないことの方が多く、始期が絶妙な揺らぎを含んでいる点も「家族」の面白さである。
 - 16 つまり、ここでは「同居」ではなく「同居かつ家計が一体になっている」ことが問題となっている。実務的には、同居者がいる場合であっても、家計が分離されている（例えば社会人になりたての子が、家賃・水道光熱費・食費替わりとして、毎月親に5万円を渡しており、それ以外の携帯電話料金等は自分で支払っている状態など）場合には、破産者単独の収支を出すこともある。特に家族に秘匿して破産手続を行う希望を有している破産者の場合、どのように家計簿を整えていくか、申立代理人弁護士は苦勞するところである（この場合、申立代理人事務所から本人住所宛てに郵便物は送付できないし、破産管財人が就いた場合には転送郵便物の返還は郵送ではなく事務所に直接取りに行く必要があるなど、実務ならではの対応・工夫が求められる。）。

の共通（民事訴訟法38条前段）があると考えられる¹⁷。実際の手続では、破産手続開始決定や財産状況報告集会等が同日同時刻又は近接した日時になされたり、同じ破産管財人が選任されたりするなどして、家族の破産手続が併せて処理されることが多い¹⁸。

(1) 夫婦：横の関係

今回の家族共同破産の研究調査のなかで目立ったのは、やはり「夫婦」（横の関係）での破産と「親子」（縦の関係）での破産である。

夫婦の場合、日常家事債務の連帯責任（民法761条）や共有推定財産（同法762条2項）の規定があることから、権利義務の共通を見いだしやすいようにも思われる。

しかしながら、日本では民法762条1項において「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。」と規定されており、徹底した夫婦別産制¹⁹が採用されている²⁰。この夫婦別産制を強調すれば、家族共同破産はほぼあり得ないということになる²¹。実際の現場でも、日常家事債務に当たる債務や、共有推定財産になる財産が多いという夫婦の事案に当

たることは少ないはずである。

しかしながら、家族として共同生活を営んでいる場合、一方の経済的状況の悪化がもう一方の経済状況に影響を与えることは自然である。徹底した夫婦別産制とはいっても、法的な定義を超えて、実態に着目した、やはり潜在的な共通財産のようなものがあってよいのではないかという釈然としない気持ちが湧くなかで²²、実務の世界で夫婦での共同破産が淡々と行われていることはやはり興味深い。

なお、実務の世界では、夫婦の一方が破産手続を行おうとしているなかで、もう一方の経済状態を見ると、徹底した夫婦別産制が債権者の公平の見地から妥当なのかと思う場面に出くわすことがある。例えば、夫の名義で借入れなどの債務を負担し破産するが、妻の名義で資産を貯蓄している場合や、妻に収入がないのに、破産者である夫の収入で妻の借入れを返済している家計簿を目にした場合などである。理不尽を感じるものの、このような場合に妻を強制的に共同で破産させる方法は現状存在しない²³。

(2) 親子：縦の関係

「親子」の財産関係は、夫婦別産制であるとして

17 本来であれば、家族を同時に申し立てる（家族併せての申立て）方針を選択した申立代理人弁護士にも調査を行いたいところであるが、官報から申立代理人を知ることは不可能であり、方法がなかった。なお、家族併せての申立てを行うことには弁護士費用が一部減額されたり予納金の一部減額されたりするなど費用面でのメリットも大きい。特に予納金については、極めて地域差があり、筆者は別途調査の価値が十分にあると考えている。

18 ただし、本研究会が行った官報公告の抽出作業のなかで、異なる破産管財人が選任されていることがあるなど、必ずしも家族の破産手続が併せて処理されないケースもあることが判明している。

19 「夫婦別産制」と聞くと、実務家は「財産分与で2分の1ずつではないか」と違和感を抱くかもしれない。しかも2024年の家族法改正（施行は、2026年4月1日）により768条3項でおよそ財産分与を2分の1ずつとすることが明記された。日本の夫婦別産制は、離婚するまでは別産と割り切って考えたうえで、相続の場面をイメージすると理解が容易である。例えば、妻の貢献があって築かれた資産であっても、名義が夫であれば、夫が亡くなった際には夫の遺産となり、遺産分割の対象になる（貢献度は寄与分として考慮されることもあるかもしれない）。一方で、夫婦の共通財産制を定めるフランスの夫婦財産法では、夫婦の一方の死亡時に夫婦財産の清算が先にあって、その後遺産分割がされると定められており、これと対比すると日本の夫婦別産制のイメージが湧きやすい。

20 水野紀子「個人財産制と法手続に関する一考察」中田裕康先生古稀記念『民法学の承継と展開』（有斐閣、2021年）90頁では、日本の夫婦財産制について「日本の法定財産制は、所有権者の恣意的な処分への制限もかけられておらず、まるで他人間の共同生活であるような、極端な夫婦財産制である。」と表現されている。

21 夫婦別産制を強調した場合でも、例えば、夫婦で会社を経営しており、夫婦でその会社の連帯保証人になっていた場合などは、会社の倒産に伴って結果的に夫婦で破産をすることはあり得る。

22 潜在的な共有財産という新たな概念を持ち出さずとも、夫婦の扶助義務（民法752条）や婚姻費用分担義務（同法760条）を根拠に考えることも可能かもしれない。一方で、婚姻費用分担請求権は非免責債権であり、債務名義があれば、時間的な制約は受けるものの、破産手続が終了すれば取立てが可能になるものである。家族共同破産の根拠に婚姻費用分担義務があるとすれば、婚姻費用と破産の距離感も極めて興味深いテーマになる。

も潜在的な共有部分（あるいは日常家事債務の連帯責任・共有推定財産）を感じられる夫婦間の財産関係に比べ、当然に権利義務の共通があるとはいえ²⁴、より独立している²⁵。特に子が成人した場合、法律的には親子間の財産は完全に独立している特有財産で、贈与あるいは相続がなければ財産は移転しない。

しかしながら、ここでも、家族として共同生活を営んでいる場合には、親の経済的状況の悪化が子の経済状況に影響を与えることは自然である。また、ここでも、親子の一人が破産手続をした場合、債権者の公平の見地から妥当性が問題となる場合がある。例えば、親の名義で借入れなどの債務を負担し破産するが、子の名義で資産を貯蓄しているような場合などである。

「家族共同破産」は、家族の破産手続を併せて行うことによって、法律のなかで定義されている「親族」や「特有財産」の釈然としない部分を柔軟に飛び越え、家族の財産を実態・実質に合った方法で公平に清算する可能性を有していると考えられる。

〔生井澤〕

4 本調査の対象と方法

本調査においては「家族」を、民法725条にいう親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）だけでなく、異性・同性を問わず事実婚・内縁を含むものであり、婚姻・血族・姻族関係ないし社会的・経済的な共同生活関係を有する一定の範囲の集団として捉えている。

本調査は、パイロット調査よりも調査対象の期間を拡大し、2024年11月1日から2025年3月31日までの5か月分の官報に掲載された破産手続開始決定の公告を対象として、①破産者の氏及び住所、②破産手続が係属する裁判所、③破産管財人の同一性、④財産状況報告集会等の期日の同一性、⑤事件番号の連続性などを手がかりに、家族共同破産と思われる事案を抽出して、上記期間における家族共同破産の件数、係属裁判所、破産管財人の選任件数、共同破産した家族の人数や性別を集計するとともに、これに関与した破産管財人にアンケート調査も行い、より正確な実態に迫ろうとしたものである。なお、パイロット調査では、官報に掲載された破産手続に関するすべての公告を調査の対象として集計していたが、本調査では破産手続開始決定に関する公告のみを調査の対象として集計している。

本研究会の研究員の人数、破産手続に係る官報公告の分量からすると、一人当たり1か月分の官報公告を調査対象とすることが限界であったが、その調査対象は連続する5か月分に及ぶものであり、現在のわが国における家族共同破産の実情を十分に反映するものであると考えている。

本稿は、5か月分の官報公告から抽出した家族共同破産と思われる事案の地裁別、人数別、性別、管財人選任別の件数を集計した結果（以下「本件官報データ」という。）を分析し、報告するものである。なお、次回では、これに関与した破産管財人に対するアンケートの結果を分析し、報告する予定である。

〔布施〕

23 このような場合、夫婦で相談のうえ、資産を貯蓄している妻が財産を管理して、夫の負担している債務を弁済しながら家計を維持しているものと考えられるが、何かの理由で家計の維持ができなくなったときに、弁護士のもとにやってくるのだと思われる。

24 ただし直系血族及び同居の親族の場合には親族間の扶け合い義務（民法730条）、直系血族及び兄弟姉妹では扶養義務（同法877条）がある。

25 法律的には独立しているが、現実社会ではさまざまな親子関係があり、経済状況、就業状況及び家業経営等の事情から独立が難しい場合も存在する。宮本みち子「《シンポジウム報告》“失われた20年”で中期親子関係はどのように変わったのか」家族研究年報45号（2020年）では、親子の関係を子どもが幼少期～教育期の親子関係を前期親子関係、高齢期の親とその子ども関係（後期親子関係）の狭間の時期を中期親子関係と位置づけて、これらの問題を詳しく検討している。

5 本件官報データから読み取れる家族共同破産の実態

(1) データを読み解く前提

本件官報データの内容は後掲【図表1】～【図表7】のとおりである。以下、その概要を説明する。

なお、本調査の集計及び分析にあたっては、破産者及び破産手続の件数にかかわらず、ある者がその家族とともに同一の機会に破産したと思われるものについて、その者とその家族の破産手続を併せて1件として数えることを原則としているが（【図表4】上段参照）、必要に応じて破産者及び破産手続ごと（事件番号ごと）に数え、これを「事件番号別の件数」として紹介する（【図表4】下段参照）。また、地裁別の件数は、本庁と支部に係属する事件の総数である。

(2) 家族共同破産の件数と管財率

調査対象期間における家族共同破産と思われる事案の件数は816件、そのうち管財事件は326件であり、その管財率は39.6%であった。

事件番号別で数えると、家族共同破産の件数は1,652件、そのうち管財事件は665件であり、その管財率は40.3%であった。

なお、2022年における法人と自然人を含むすべての破産手続開始決定数（事件番号別で数えられたもの）は68,855件、そのうち管財事件は28,389件であり、その管財率は41.2%である²⁶。

これを見ると、比較する年に2年の相違があるものの、家族共同破産における管財率は、破産事件全体における管財率と同程度であることがうかがわれる。

なお、管財率については、以下でも折に触れて言及するが、少額管財体制の整い具合により地域差があるので、一応の目安にとどまることを留意されたい。

(3) 家族共同破産における人数と管財率

ア 家族共同破産816件のうち、家族2名の破産が796件（97.5%）、家族3名の破産が20件（2.5%）であり、家族4名以上の破産は見当たらなかった。

また、796件の家族2名共同破産のうち、管財事件は313件であり、その管財率は39.3%であった。

20件の家族3名共同破産のうち、管財事件は13件であり、その管財率は65.0%であった。

イ これによると、家族2名の家族共同破産の管財率（39.3%）は、家族共同破産全体における管財率（39.6%）と同程度であるが、家族3名の家族共同破産の管財率（65.0%）は家族共同破産全体における管財率に比べて25ポイント以上高いことが見て取れる。

(4) 家族共同破産における性別タイプと管財率

ア 家族2名の共同破産の性別タイプ

796件の家族2名共同破産のうち、男女のタイプは587件（73.7%）、女男のタイプは72件（9.0%）、男男のタイプは54件（6.8%）、女女のタイプは77件（9.7%）、性別の判断ができかねる破産者を含むものは6件（0.8%）であった（事件番号の若いものから、破産者の性別を割り振っている。以下同じ。）。

これを見ると、家族2名共同破産において、男女又は女男のタイプは全体の82.7%であってその大部分を占めており、性別が同じ男男又は女女のタイプは全体の16.5%であって少数であることが見て取れる。

イ 家族2名の共同破産の性別タイプごとの管財率

587件の家族2名（男女）共同破産のうち、管財事件は231件であり、その管財率は39.4%であった。72件の家族2名（女男）共同破産のうち、管財事件は29件であり、その管財率は40.3%であった。54件の家族2名（男男）共同破産のうち、管財事件は33件であり、その管財率は61.1%であつ

26 松崎剛祐「令和4年における倒産事件申立ての概況」NBL1250号（2023年）56頁表3。

た。77件の家族2名(女女)共同破産のうち、管財事件は18件であり、その管財率は23.4%であった。6件の家族2名(性別不明の破産者を含むもの)共同破産のうち、管財事件は2件であり、その管財率は33.3%であった。

これを見ると、家族2名共同破産のうち、男女及び女男のタイプの管財率(39.4%及び40.3%)は、家族共同破産全体の管財率(39.3%)と同程度であるが、男男のタイプの管財率(61.1%)はこれより21%以上高く、逆に、女女のタイプの管財率(23.4%)はこれより15%以上低いことが見て取れる。

ウ 家族3名共同破産の性別タイプ

20件の家族3名共同破産のうち、男女男のタイプは6件(30.0%)、男女女のタイプは5件(25.0%)、女男女のタイプは2件(10.0%)、女女女のタイプは3件(15.0%)、女男男のタイプは2件(10.0%)、男男女のタイプは2件(10.0%)であった。

エ 家族3名共同破産の性別タイプごとの管財率

6件の家族3名(男女男)共同破産のうち、管財事件は6件であり、その管財率は100%であった。5件の家族3名(男女女)共同破産のうち、管財事件は3件であり、その管財率は60.0%であった。2件の家族3名(女男女)共同破産のうち、管財事件は1件であり、その管財率は50.0%であった。3件の家族3名(女女女)共同破産のうち、管財事件は0件であり、その管財率は0%であった。2件の家族3名(女男男)共同破産のうち、管財事件は1件であり、その管財率は50.0%であった。2件の家族3名(男男女)共同破産のうち、管財事件は2件であり、その管財率は100%であった。

これによると、家族3名共同破産のなかでは、男を含むタイプではいずれも管財率は50%~100%であり、家族共同破産全体の管財率(39.3%)より10~60ポイント高いのに対し、男を含まない女女女のタイプでは管財率は0%であった。

(5) 地裁別の家族共同破産の件数と管内人口に対する割合

ア 地裁別の家族共同破産の件数

家族共同破産が係属した地方裁判所のうち、20件以上係属したものは、件数の多いものから、東京94件、大阪86件、横浜57件、神戸54件、さいたま50件、千葉39件、福岡39件、札幌31件、名古屋23件、静岡21件、仙台21件、京都20件、広島20件であった。これらの地方裁判所の家族共同破産の件数が多いのは、その管内人口が多いことに由来すると考えられる。

また、家族共同破産が係属しなかった地方裁判所は存在せず、どの地方裁判所にも1件以上は家族共同破産が係属していた(以上、本稿末尾の【図表3】~【図表6】参照)。

イ 地裁別の管内人口に対する家族共同破産の割合

各地方裁判所の管轄人口当たりの家族共同破産の件数は【図表3】のとおりであるが、割合の高い方から見ると、函館、神戸、大阪、鹿児島、福島、那覇、札幌、仙台、宮崎、京都の順となっている。

これに対し、割合の低い方から見ると、徳島、高知、宇都宮、福井、水戸、富山、長野、名古屋、松山、金沢の順となっている。

ウ 小 括

これを見ると、大阪、神戸、仙台、札幌、京都の各地方裁判所は、家族共同破産の件数自体が多く、また管内人口当たりの家族共同破産の割合も高いものであることが分かる。

これに対し、東京、横浜、さいたま、千葉の各地方裁判所は、その件数自体は多数であるものの、管轄人口当たりの割合はそこまで高いものではないこと、静岡、名古屋は、その件数自体は比較的多数であるが、管内人口当たりの割合は比較的低いものであることが見て取れる。

注目されるのは、函館、鹿児島、福島、那覇、宮崎は、家族共同破産の件数自体は少ないものの、管内人口当たりの割合は高いものとなっている点である。特に、函館の管内人口に対する割合

は、2番目の割合を有する神戸の2倍以上となっており突出している。

[布施]

6 本件官報データに対する若干の考察

(1) 共同破産の人数

家族共同破産総数816件のうち、2名の破産は796件(97.5%)、3名の破産が20件(2.5%)、4名以上の破産は0件であった。2名の破産が家族共同破産の圧倒的多数を占めており、3名以上の家族共同破産はまれであることが分かる。

この理由について、以下のように考えられるのではないだろうか。

家族共同破産は、家族の一人が破産すれば、すなわち他の家族も支払不能となり併せて破産せざるを得ないという、極めて緊密な経済的共同関係がある場合に選択されるものである。そのような緊密な経済的共同関係が形成される家族の範囲はそれほど広いものではなく、通常その関係にあるのは相互に同居・協力・扶助の義務がある夫婦(2名)であると考えられる。すなわち、夫婦は、住宅ローンでペアローンを組んだり、一方の住宅ローンを他方が連帯保証したり、その世帯の生活費が足りない場合には夫婦双方が消費者金融などから借り入れたりして、緊密な経済的共同関係を形成している。

そのほか、家族で事業を営む場合などには、親子・兄弟姉妹にも、事業のためにおのおのが借入れをしたり連帯保証をしたりするなどして、緊密な経済的共同関係が形成されることもあると考えられるが²⁷、現代社会では、その範囲は多くて3名までであって、それを超えることはまずないと考えられる。

(2) 家族2名共同破産の家族関係

家族2名共同破産において、男女又は女男のタイプは全体の82.7%であってその大部分を占めており、性別が同じ男男又は女女のタイプは全体の17.3%を占めるにすぎない。

官報公告から、これら2名の家族関係を断定することはできないが、先ほども述べたように、同一の機会に破産を申し立てざるを得ないほどに緊密な経済的共同関係が形成される家族の範囲で最も一般的なのは、相互に同居・協力・扶助の義務がある夫婦(2名)であると考えられる。したがって、男女又は女男タイプは、親子、兄弟姉妹の場合もあるかもしれないが、その多くは夫婦であるといえるのではないだろうか(なお、官報公告を見ると、男女又は女男の現在の姓は一致していないが、一方に旧姓が付記され、その旧姓が他方の姓と同一で、元夫婦と推認されるものもある)。

また男男又は女女タイプについては、親子、兄弟姉妹のほか、同性カップルという可能性も考えられる²⁸。

(3) 家族3名共同破産の家族関係

共同破産した家族3名の関係は、親子、夫婦、兄弟姉妹という関係が複合しているものと考えられる。例えば、夫婦とその間の子、親とその2人の子(兄弟姉妹)などが考えられる。

(4) 男男タイプと女女タイプの管財率

家族共同破産全体の管財率39.3%であるところ、家族2名共同破産の男男タイプの管財率は61.1%でこれを20ポイント以上も上回り、反対に家族2名共同破産の女女のタイプの管財率は23.4%でこれを15ポイント以上も下回っているが、なぜだろうか。

法人の破産申立事件については、ほぼすべてのケースで破産管財人が選任され、破産管財人

27 官報公告において、破産者の氏名の前に個人事業の屋号が冠されていたり、経営している会社も併せて破産したりしているケースが散見された。

28 現在の法制度では、同性カップルが婚姻をすることが認められていないが、養子縁組をすることで婚姻関係に類似した法的保護を受けようとするが見受けられ、養子縁組をすると同性カップルも姓が同一となる。

が選任されないケースは極めてまれである（もっとも、筆者自身は破産管財人が選任されないケースに遭遇したことはないが、なかには存在するようである²⁹）。これに対し、自然人の破産申立事件について破産管財人が選任されるのは、破産者に免責不許可事由の存在が疑われる場合、破産者が事業を営んでおり財産状況の調査が必要な場合（役員を務める会社が併せて破産する場合も含む）、破産者に一定以上の財産があり自由財産拡張の判断や換価・配当が必要な場合などであり、それ以外の場合には破産管財人は選任されず、破産手続は同時廃止となるのが一般的である。

これによれば、家族2名共同破産の男男タイプは、その他の性別タイプに比べて、自ら事業を営んでいたり会社の役員となっていたりするケースが多く、また財産が多いケースが多いのではないかと考えられる。反対に、女女タイプは、その他の性別タイプに比べて、自ら事業を営んでいたり会社の役員となっていたりするケースが少なく、財産が少ないケースが多いのではないかと考えられる。このことは、女性の社会進出が進む現代においても、男性と比べて、いまだに女性は、家庭で主婦をしていたり、収入・資産が少なかつたりすることが多いという社会的経済的な環境があることを示すものかもしれない³⁰。

(5) 家族3名共同破産の管財率

家族3名共同破産の管財率は65.0%であり、家族共同破産全体の管財率（39.3%）を25ポイント以上も上回っている。またその内訳は、男を含むタイプではいずれも管財率は50~100%であり、男を含まない女女女のタイプでは管財率は0%であった。

そうすると、家族3名共同破産の管財率を押し上げているのは、そのなかでも男を含むタイプのものであることが分かる。このことから、家族3名共同破産のうち、男を含むタイプのものは、家族で事業を営んでいたり、財産が多かつたりするケースが多いのではないかと考えられる。反対

に、女女女タイプのものは、事業を営んでいるケースは少なく、一般の消費者の破産であることが多く、また財産も少ないケースが多いのではないかと考えられる。

(6) 家族共同破産の地域的な特徴

大阪、神戸、仙台、札幌、京都の各地方裁判所は、家族共同破産の件数自体が多く、また管内人口あたりの家族共同破産の割合も高い。

これに対し、東京、横浜、さいたま、千葉の各地方裁判所は、その件数自体は多数であるものの、管轄人口当たりの割合はそこまで高くなく、静岡、名古屋は、その件数自体は比較的多いのに、管内人口当たりの割合は比較的低い。

また、函館、鹿児島、福島、那覇、宮崎の各地方裁判所は、家族共同破産の件数自体は少ないものの、管内人口当たりの割合は高い。特に、函館の管内人口に対する割合は、2番目の割合を有する神戸の2倍以上で突出している。

以上のことから分かるのは、家族共同破産は、全国的に一定の割合で発生するものではなく、各地域においてその発生割合はまちまちであるということである。

家族の誰かが破産をしても、必ずしも、他の家族はこれに併せて破産することが選択されるわけではない。家族の誰かが破産した場合に、他の家族も共同して破産することが選択されるのは、その家族が極めて緊密な経済的共同関係にある場合だと考えられる。

興味深いのは、管内人口当たりの家族共同破産が多い地方裁判所の管内地域は、函館・札幌、神戸・大阪・京都、鹿児島・宮崎・沖縄、仙台・福島というように隣接しているということである。これらの地域は、他の地域と比べて、家族の経済的共同関係が特に緊密であり、家族の構成員が相互に経済的に依存し合って生活を成り立たせているということができないのではないだろうか。逆に、管内人口当たりの家族共同破産が少ない地方裁判所の管内地域も、徳島・高知・松山、宇都宮

29 『司法統計年報（民事・行政編）[令和6年度]』73頁第108表。

・水戸・福井・富山・長野・名古屋・金沢というように隣接しており、これらの地域は、他の地域と比べて、家族の経済的共同関係は希薄といえるのかもしれない。もっとも、本件官報データだけでは断定できないので、法律学（破産法学）を超えて、広い視点からの検証が望まれる。

[布施]

7 まとめ

以上で見たように、官報公告に現れたデータを概観しただけでも、わが国の家族共同破産のさまざまな特徴を見て取ることができた。

本調査では、さらに対象期間の家族共同破産で破産管財人を務めた弁護士にアンケート調査を行い、実際の事件における家族関係、共同破産に至る経緯・事情、処理上の留意点・課題について回答を得ている。その結果については、次回報告する予定であるが、これにより、家族共同破産の実態についてより迫ることができるものと考えている。

[布施]

【図表 1】 家族共同破産の件数（地裁別・管財人選任別・人数別・性別）

	家族共同破産総数	管財事件数	家族共同破産総数 (事件番号別)	管財事件数 (事件番号別)	家族 2 名				
					男女	女男	男男	女女	男・不明
合計	816	326	1,652	665	587	72	54	77	1
東京 高裁 管内	東京	94	67	192	138	67	8	8	7
	横浜	57	25	114	50	46	4	1	6
	さいたま	50	19	102	39	35	6	3	4
	千葉	39	17	78	34	25	6	5	2
	水戸	8	1	17	2	7			
	宇都宮	5	1	10	2	4		1	
	前橋	12	5	24	10	7	1	1	3
	静岡	21	8	42	16	17	3		1
	甲府	5	3	10	6	4		1	
	長野	6	3	12	6	6			
大阪 高裁 管内	新潟	13	5	26	10	12	1		
	大阪	86	35	172	70	65	5	4	10
	京都	20	5	41	11	16	1		2
	神戸	54	14	109	29	34	7	4	7
	奈良	5	0	10	0	5			
	大津	9	1	18	2	6	1	1	1
	和歌山	4	1	8	2	2	1	1	
名古屋 高裁 管内	名古屋	23	9	47	19	11	2	5	4
	津	8	3	16	6	6		1	1
	岐阜	13	3	27	6	8	2	2	
	福井	2	1	5	3				1
	金沢	4	3	8	6	3			1
	富山	3	3	6	6	2		1	
広島 高裁 管内	広島	20	7	41	14	10	2	2	4
	山口	10	1	20	2	7	2		
	岡山	9	2	18	4	8			1
	鳥取	4	0	8	0	4			
	松江	4	0	8	0	4			
福岡 高裁 管内	福岡	39	26	79	53	30	5	2	1
	佐賀	4	1	8	2	3		1	
	長崎	9	5	18	10	8	1		
	大分	6	3	12	6	6			
	熊本	11	6	23	13	7	2		1
	鹿児島	15	7	31	15	10		3	1
	宮崎	9	2	19	4	7	1		
仙台 高裁 管内	那覇	14	5	28	10	9	1	2	2
	仙台	21	9	42	18	15	4		2
	福島	17	7	35	14	11	2	1	2
	山形	5	3	10	6	4		1	
	盛岡	7	2	14	4	5		1	1
	秋田	5	1	11	3	4			
札幌 高裁 管内	青森	6	1	13	2	2	1		2
	札幌	31	0	62	0	27	1		3
	函館	10	0	20	0	6	1		3
	旭川	3	1	6	2	1		2	
	釧路	4	0	8	0	3			1
高松 高裁 管内	高松	6	3	12	6	4			2
	徳島	1	1	2	2	1			
	高知	1	0	2	0		1		
	松山	4	1	8	2	3			1

(表注) 2024年11月1日から2025年3月31日までの官報における破産手続開始決定の公告を集計。以下、計数表について同じ。

【図表 2】 家族共同破産における人数別・性別の管財事件の割合

	家族共同破産全類型	家族共同破産全類型 (事件番号別)	家族 2 名				
			男女	女男	男男	女女	男・不明
総事件数	816	1,652	587	72	54	77	1
管財事件数	326	665	231	29	33	18	1
管財率	40.0%	40.3%	39.4%	40.3%	61.1%	23.4%	100.0%

(参考) 令和 4 年度における破産手続開始決定数は68,855件、その内破産管財人の選任されたものは28,389件 (41.2%) である (NBL1250号)。

			家族3名							
女・不明	不明・男	2名総数	男女男	男女女	女男女	女女女	女女男	女男男	男男女	3名総数
3	2	796	6	5	2	3	0	2	2	20
		90	3	1						4
		57								
		48		1				1		2
1		39								
		7		1						1
		5								
		12								
		21								
		5								
		6								
		13								
1	1	86								
		19	1							1
	1	53							1	1
		5								
		9								
		4								
		22	1							1
		8								
		12				1				1
		1		1						1
		4								
		3								
		19						1		1
1		10								
		9								
		4								
		4								
		38			1					1
		4								
		9								
		6								
		10		1						1
		14	1							1
		8				1				1
		14								
		21								
		16			1					1
		5								
		7								
		4							1	1
		5				1				1
		31								
		10								
		3								
		4								
		6								
		1								
		1								
		4								

			家族3名							
女・不明	不明・男	2名総数	男女男	男女女	女男女	女女女	女女男	女男男	男男女	3名総数
3	2	796	6	5	2	3	0	2	2	20
1	0	313	6	3	1	0	0	1	2	13
33.3%	0.0%	39.3%	100.0%	60.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	65.0%

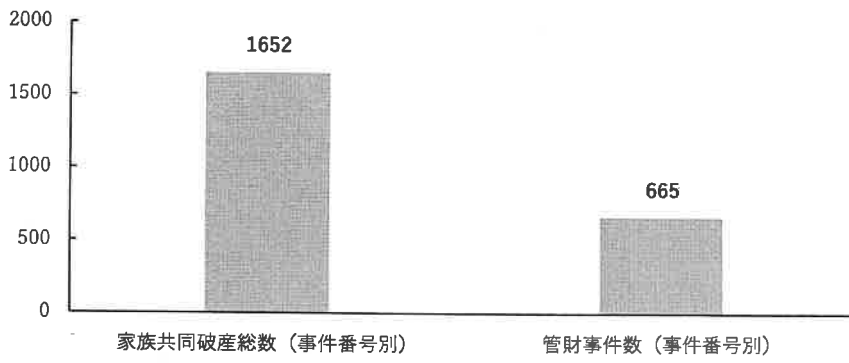
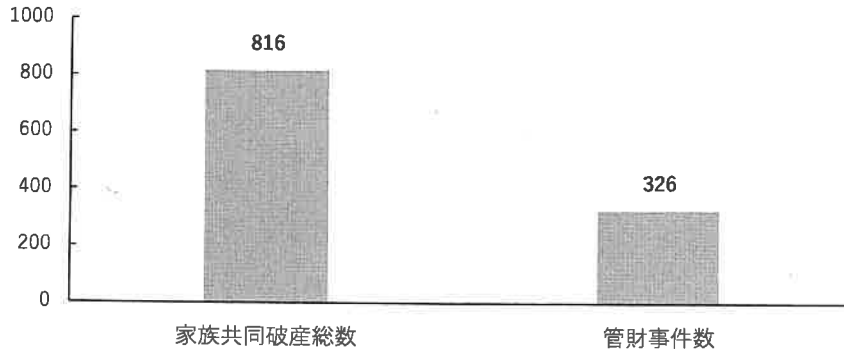
【図表3】 地方裁判所における管内人口／家族共同破産

(単位：千人／0.001%)

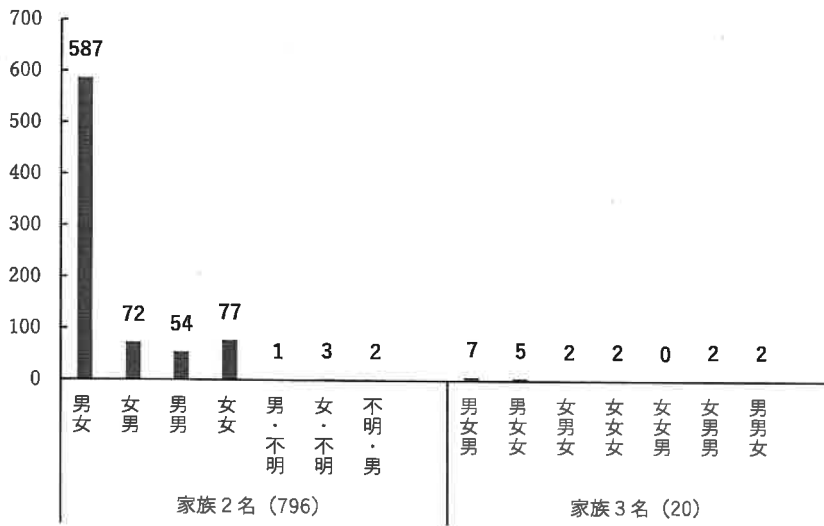
順位	裁判所	件数	管内人口	割合	順位	裁判所	件数	管内人口	割合
1	函館	10	405	2.4691	26	新潟	13	2,099	0.6193
2	神戸	55	5,337	1.0118	27	横浜	57	9,225	0.6178
3	大阪	86	8,757	0.982	28	盛岡	7	1,145	0.6113
4	鹿児島	15	1,532	0.9791	29	静岡	21	3,527	0.5954
5	福島	17	1,743	0.9753	30	秋田	5	897	0.5574
6	那覇	14	1,466	0.9549	31	大分	6	1,085	0.5529
7	札幌	31	3,266	0.9491	32	青森	6	1,165	0.515
8	仙台	21	2,248	0.9341	33	佐賀	4	788	0.5076
9	宮崎	9	1,033	0.8712	34	山形	5	1,011	0.4945
10	京都	20	2,520	0.7936	35	岡山	9	1,831	0.4915
11	山口	10	1,281	0.7806	36	旭川	3	615	0.4878
12	福岡	39	5,092	0.7659	37	釧路	4	826	0.4842
13	鳥取	4	531	0.7532	38	津	8	1,711	0.4675
14	広島	20	2,714	0.7369	39	和歌山	4	880	0.4545
15	長崎	9	1,252	0.7188	40	奈良	5	1,285	0.3891
16	さいたま	50	7,332	0.6819	41	金沢	4	1,098	0.3642
17	岐阜	13	1,916	0.6784	42	松山	4	1,276	0.3134
18	東京	94	14,178	0.6629	43	名古屋	23	7,460	0.3083
19	高松	6	917	0.6543	44	長野	6	1,987	0.3019
20	熊本	11	1,697	0.6482	45	富山	3	997	0.3009
21	大津	9	1,402	0.6419	46	水戸	8	2,806	0.2851
22	前橋	12	1,890	0.6349	47	福井	2	739	0.2706
23	甲府	5	791	0.6321	48	宇都宮	5	1,885	0.2652
24	千葉	39	6,251	0.6239	49	高知	1	656	0.1524
25	松江	4	642	0.623	50	徳島	1	685	0.1459

(表注) 管内人口は、総務省統計局「人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)」(2025年4月14日)に基づく。ただし、札幌、函館、旭川、釧路の各地裁の管内人口は、管内各地方自治体のウェブサイト公表されている2024年の人口を集計して算出した。

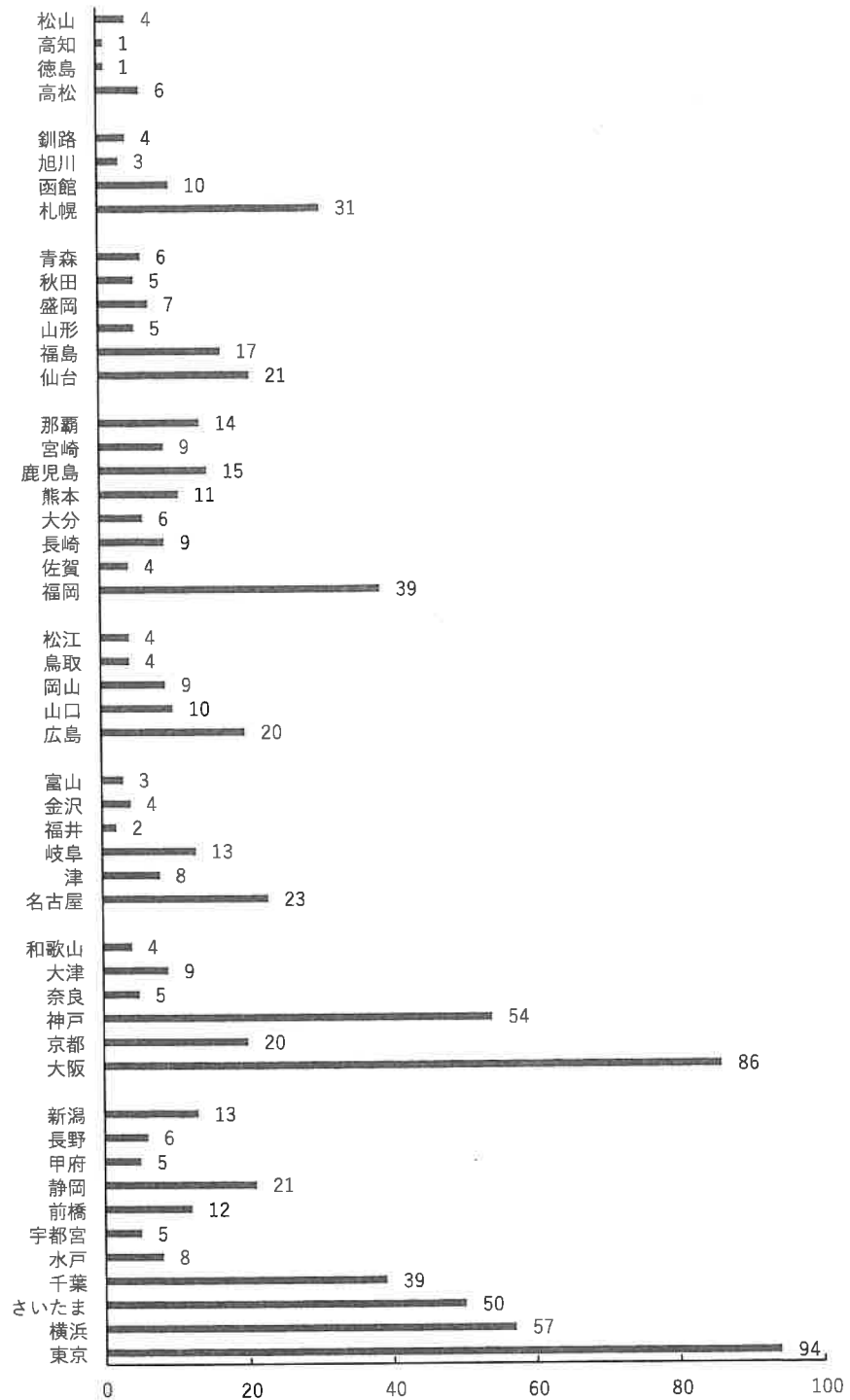
【図表 4】 家族共同破産の開始決定数と管財事件数（全体、事件番号別）

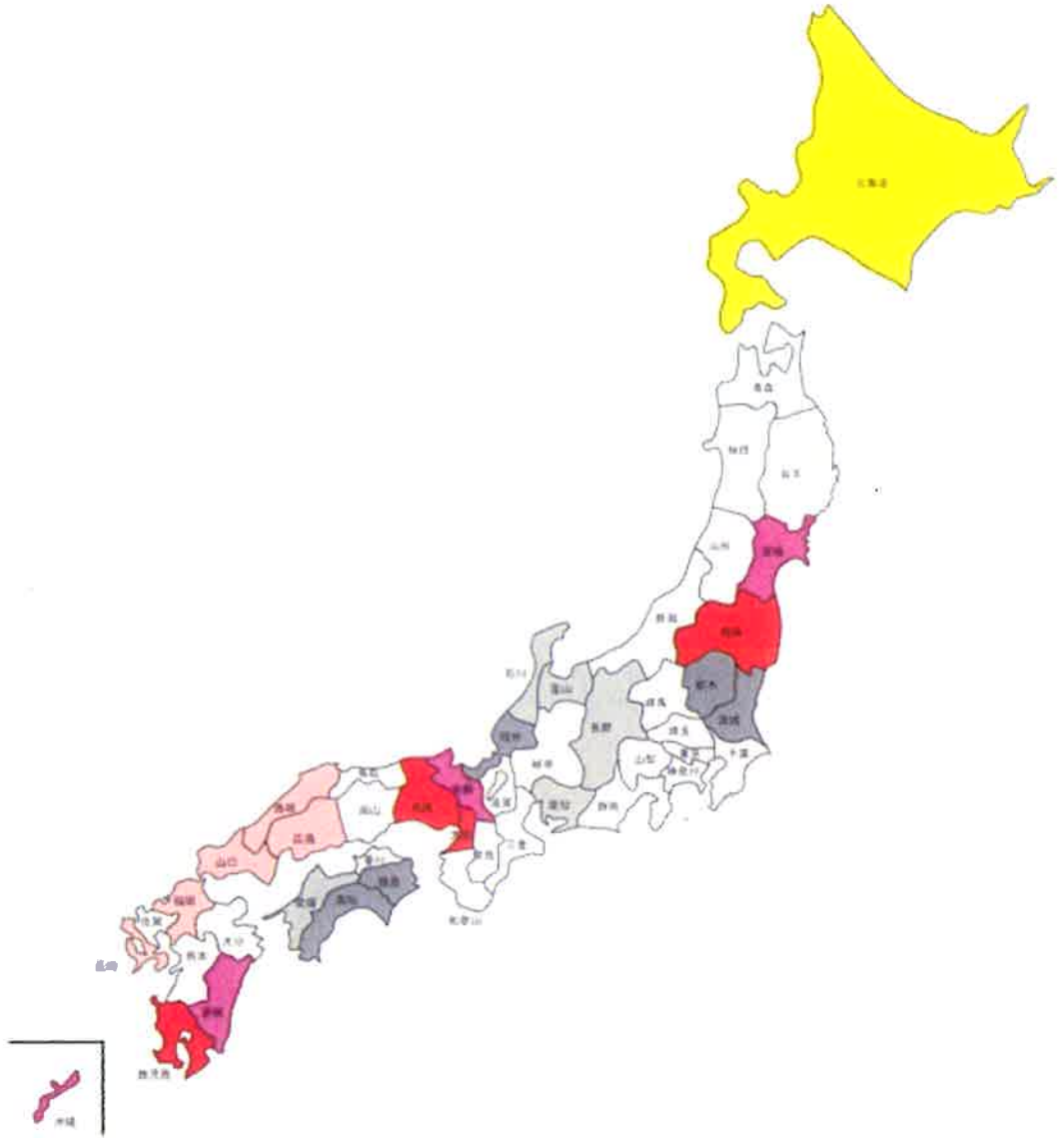


【図表 5】 人数別・性別の家族共同破産数



【図表 6】 地方裁判所別の家族共同破産数





赤：1～5位、濃ピンク6～10位、薄ピンク11～15位

濃グレー：50～46位、薄いグレー45～41位 ※北海道は4つに分かれることから例外

破産管財人アンケートに見る家族共同破産*

いずみパートナーズ法律事務所 弁護士
弁護士法人Monte南浦和法律事務所 弁護士
東京丸の内法律事務所 弁護士

佐々木 明子
影山 香名子
千葉 真太

夫婦や親子、兄弟姉妹などの家族が一体として破産を迎える「家族共同破産」を考える特別企画。3回目となる今回は、実際に「家族共同破産」事件に携わった破産管財人に対して実施されたアンケート結果をもとに、日本における「家族共同破産」の現状、共同処理の可能性と問題点を探ります。

1 はじめに

佐藤鉄男・前教授及び筆者らを含む5名の弁護士から成る家族共同破産研究会は、家族が同じ機会に破産した事案を「家族共同破産」として捉え、官報公告を資料としてその実態の調査を行った。前稿でも触れたところではあるが¹、本稿に至るまでの経緯を改めて記したい。

本調査に先立ち、佐藤前教授は一人、2024年8月1日から同月31日までの1か月分の官報公告に掲載された破産手続に関する公告のなかから家族共同破産と思われる事案を抽出して、その実態を探ろうとするパイロット調査を行っている²。こ

のパイロット調査によって、家族共同破産は一部の地域や都市だけではなく全国各地に見られる現象であること、共同破産した家族の人数・性別・関係はバリエーションに富むものであることが明らかになった。

それと同時に、家族共同破産の正確な実態（地域、人数、性別、関係の分布や状況等）を把握するには、より長い期間を調査対象として、家族がいても必ずしも共同破産がされるとは限らないのか、どのような場合に共同破産が選択されるのか、家族共同破産はそれ以外の破産と比べて実務上どのような点に留意して処理されているのかなどについて、より詳しく調査、分析、検討することが必要であることも明らかとなった。

* 本稿は、家族共同破産研究会が取り組む、公益財団法人日弁連法務研究財団181号研究「家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究」の成果として公表するものである。研究会の参加者（研究員）は筆者のほか、佐藤鉄男（前・中央大学大学院法務研究科教授）、布施俊輔（弁護士 [吉澤総合法律事務所]）、生井澤葵（弁護士 [菅沼法律事務所]、中央大学大学院法務研究科客員講師）である。

1 布施俊輔＝生井澤葵「官報からうかがえるわが国の家族共同破産の実態」本誌191号（2025年）142頁。

2 ①佐藤鉄男「家族共同破産へのアプローチ」本誌187号（2025年）112頁以下、②佐藤鉄男「官報公告にみる家族共同破産」中央ロー・ジャーナル21巻4号（2025年）93頁以下。

もっとも、破産手続に関する公告は官報の本紙・号外に掲載され、1日分でさえ100件以上に及ぶ。これを単独で行うことは至難の業である。そこで、佐藤前教授のもと、縁のあった筆者ら弁護士5名は家族共同破産研究会を結成し、公益財団法人日弁連法務研究財団の助成を得て、より詳しい家族共同破産の研究を行うことになった。

本調査は、パイロット調査よりも調査対象の期間を拡大し、2024年11月1日から2025年3月31日までの5か月分の官報に掲載された破産手続開始決定の公告を対象として、債務者の氏及び住所、破産手続が係属する裁判所、破産管財人の同一性、財産状況報告集会等の期日の同一性などを手がかりに、家族共同破産と思われる事案を抽出した³。その集計及び分析の結果については、前稿で報告したところである。

次に、本調査で抽出した家族共同破産と思われる事案のなかから、破産管財人を務めた弁護士に対し、担当した破産管財事件に関する事項及び家族共同破産を扱う際に留意している事項に関するアンケート調査を実施することにした⁴。家族が同時に破産する「家族共同破産」は、全国的に行われているものの⁵、学説・実務において、家族共同破産特有の問題点が共通の認識になっているとは言い難い。そこで、全国の家族共同破産を扱っている破産管財人からの回答により、家族共同破産の実態に迫り、専門家の所見を集積して、家族共同破産という分野の学説・実務の参考となるべき点を明らかにできることを期待した。

残念なことに、今回実施したアンケートの回収率は約24%であり、佐藤前教授が2024年8月にアンケートを実施した際の回収率約40%を大幅に下回ることとなった。また、回収率が低いことに加えて、回収率に地域差があり、今回の回答が必ずしも全国平均になり得ていないことから、家族共同破産を一般化して論じるだけの十分な回答が得られたとは言い難いが、回答には、官報を調査しただけでは知ることのできない家族共同破産についての貴重な情報が含まれていることには変わりない。

本アンケート調査では、自由な回答の妨げにならないよう、回答者名の記載を必須とはせず、匿名での回答も可能とした。にもかかわらず、多くは回答者欄への記入あるいは返信用封筒への事務所印の押印によって名前を明らかにしていただいた。それは分析に大いに役立った。もっとも、本稿においては、そのご厚意に反してはいけなないので、回答者の特定がされないように注意を払ったつもりである。

本稿では、破産管財人からの回答とその分析により、家族共同破産の実態や問題点を少しでも明らかにしてみたい。

〔佐々木〕

- 3 家族が同時に破産を申し立てれば、事件番号が連続し、官報にも連続して掲載されることが多いが、事件番号が連続していても官報には連続して掲載されず、別の箇所に掲載されるケースがまれにある。また、何らかの事情で家族が別の日に申立てを行うことにより、官報に連続して掲載されないケースもある。このような場合は、他の家族を手作業で発見することは困難であるため、本調査開始当初は、国立印刷局が提供する官報情報検索サービスを利用して、破産管財人名等で検索することにより探索することを予定していた。しかし、2025年3月15日以降、プライバシーに配慮する必要があるとして破産等の公告は検索が不可能となった。そのため、見落とした家族共同破産もあると思われる。ありがたいことに、見落とした他の家族をアンケートの回答で指摘してくださる管財人もいた。
- 4 ピックアップした管財事件は331件であるが、妻と夫に別の管財人が就任しているケースがあり、アンケートを送付した弁護士数は331名を超える。ただし、アンケート調査を実施した結果、5件が家族共同破産ではないことが判明したため、同時廃止事件を除いた管財事件は326件である。
- 5 東京地方裁判所では、破産の申立てをした際に裁判所から交付される受付票の申立人欄に「夫・妻 親・子 法人 代表者 取締役」と記載されており、例えば夫婦で同時に申し立てた場合には、「夫・妻」欄にマルが付けられる。このように、裁判所においても、家族で同時に申立てを行うケースがあることを当然の前提としている。裁判所において、申立人の関係（夫婦、親子、法人と代表者）をデータベース化している可能性もあり、その場合はぜひとも開示していただきたい。

2 今回のアンケート調査の位置づけ

(1) 対象件数

前記のとおり、本調査が対象とした、2024年11月から2025年3月までの期間に、官報公告に掲載された家族共同破産と思われる破産手続開始決定合計816件の破産事件のうち、同時廃止事件を除いた管財事件は326件であった。これらの事件については、事件番号の連続性、同一の破産管財人の選任の有無、氏名等を参考にして、家族共同破産事件に該当するか否かの選別を行ったものである。しかし、現代社会の家族形態の多様性（同性家族等）などを踏まえると、「家族共同破産」に該当するすべての形態の破産事件を捕捉できていない可能性がある点に留意されたい。

(2) 地裁別アンケート調査回答率

地裁別・管財人選任別・人数別・性別の件数についての一覧表は、前稿を参照されたい⁶。アンケート調査の回答率を本庁及び支部を含む地裁単位でまとめた結果は、【図表1】のとおりである。地裁単位で回答の数が多かった上位3つの地域を並べると、東京地方裁判所（12件・16%）、福岡地方裁判所（9件・12%）、さいたま地方裁判所（8件・10%）である。他方で、管財事件数が少ない地域など、回答がほとんど得られなかった地域もあり、破産事件は地域（裁判所）ごとに運用が多少異なるものであるが、回答が得られなかった又は少なかった地域の家族共同破産事例における管財人の方針等は今回のアンケートでは、分析の対象となっていない点にも留意されたい。

[千葉]

3 続柄と破産経緯

(1) 概要

送付したアンケートのうち、筆者らのもとに返送された回答は85通であった。そのうち、続柄及び破産経緯について回答があったのは77通であった⁷。

官報に掲載される債務者の個人的な情報は、債務者の住所及び氏名のみであるから、回答より得られた債務者の続柄及び破産経緯は、家族共同破産の実態に迫るための大変貴重な情報である。

(2) 債務者の続柄

アンケートの1問目は、債務者の続柄・関係性を尋ねた。筆者らが予想していたとおり、同じ機会に破産した債務者の続柄で最も多い回答は夫婦であったが、夫婦のみにとどまらないことも改めて明らかになった（【図表2】）。

ア 夫 婦

家族で同時に破産した者の続柄についての回答は、「夫婦」が最多で、44件（57%）であった⁸。夫婦は、相互に同居・協力・扶助の義務があり（民法752条）、緊密な経済的共同関係が形成される最も一般的な形態であるから、夫婦どちらかが破産せざるを得ない状況にあるときは、もう一方も同じ状況に至っていることは自然といえる。

また、夫婦44件中の1件は、離婚して元夫婦となっているとの回答であり、夫と妻には別の破産管財人が就任していた。回答には詳しい事情が記載されておらず詳細は不明であるが、利益相反の可能性があり⁹、同一の破産管財人が処理するのが好ましくない事例であったと思われる。

破産をきっかけに夫婦が離婚に至ってしまうこ

6 布施=生井澤・前掲注1・152頁以下参照。

7 守秘義務のため回答は控えたいというのが3通、担当した事件は家族共同破産ではないというのが5通あった。

8 布施=生井澤・前掲注1・149頁。夫婦44件中、男女タイプ（男の方が事件番号が若いもの）が42件、女男タイプ（女の方が事件番号が若いもの）が2件あった。2件のうち1件については、夫の申立準備に時間がかかり、妻の申立てを先にしたとの回答であった。

9 佐藤鉄男ほか「家族共同破産形態論」本誌190号（2025年）59頁以下。

とはめずらしいことではないが¹⁰、夫婦が離婚したと回答があったのはこの1件のみであった。回答に離婚した夫婦が少ないのは、離婚をしない夫婦が世帯の経済的更生のために家族共同破産を試みたのであり、今後離婚する予定又はすでに離婚した夫婦は、同じ機会に破産申立てを行わなかったためと考えることができる。あるいは、破産は当然に離婚原因となるものではないことから（民法770条1項）、夫婦が離婚に同意しなければ、調停・裁判により離婚が成立するまでに時間を要するため、破産申立時には離婚していなくとも、夫又は妻が離婚を考えている夫婦もいるかもしれない。回答があった44件のなかにも、官報に掲載された旧住所は同一だが、現住所が別となっている夫婦が1件あった。この2名は、姓は同一であるため、すでに離婚したものの離婚復氏をしていないか、今後離婚する予定なのかもしれない。

なお、次で述べる親子のなかにも夫婦が含まれるものは5件あり、夫婦のみの44件と合わせると49件となる。

イ 親 子

2番目に多かったのは、「親子」で、28件（36%）あった。親子といってもさまざまなバリエーションがあり、「母と息子」9件、「父と息子」8件、「母と娘」4件、「夫婦と息子」3件、「夫婦と娘」「夫婦と母」「父と娘」「母と息子と娘」各1件という回答であった。

官報には債務者の生年月日は掲載されないもので年齢を知ることができないが、未成年者の子どもが破産することは考えにくいので、親子の「子」は成年者であると考えてよい。横の関係である夫婦と異なり、縦の関係である親子は¹¹、子が未成年である間の親密な扶助関係の時期である前期親子関係を経たあとは、当然には家計を共通にして生活をしない。しかし、親子で事業をとともに営んでいる場合のほかにも、成人後も経済的に独立せずに親と同居して中期親子関係を形成している場合や、介護等の事情で後期親子関係が形成される

ことはめずらしくはない（なお、アンケートの回答に基づく夫婦と親子の破産事件の進行方針の比較と分析については、後記5(4)参照）。

ウ 兄弟、義姉妹、同僚

夫婦・親子以外の回答は、兄弟2件、義姉妹・同僚・不明が各1件であった。

義理の姉妹は、官報に掲載された姓及び住所が同一であるため、当初は、母・娘又は親を同じくした（義理でない）姉妹ではないかと予想していたが、予想とは異なり義理の姉妹であることが判明した。義理の姉妹ということは、親の再婚相手の子、自分の配偶者の姉妹、又は自分の兄弟の配偶者ということであろうが、回答には特に記載がなかったため、詳細は不明である。

同僚のケースは、3名が同時に破産している。本調査において、ピックアップした家族共同破産のうち、3名事案はわずか20件（2.5%）であり、めずらしい¹²。アンケートの回答があった3名事案は7通であり、この同僚ケース以外は、すべて親子ケースである（夫婦・息子又は娘4件、母・息子・娘1件、夫婦・母1件）。この同僚3名は、事件番号が連続し、破産管財人は同一であるものの、3名の姓が異なり、住所が同一ではなかったため（ただし2名の住所は同一）、アンケート送付前から、3名の関係性を明らかにしたいケースのひとつであった。回答により、3名は、家族関係はない同僚であることが判明した。債務者に家族関係はないが、負債の原因が共通したために同一の破産管財人による処理が行われた極めて例外的なケースであると思われる。

(3) 破産に至った経緯

アンケートの2問目は、家族共同破産に至った経緯を尋ねた。

回答があった77通の内訳は、「事業不振」41件（53%）、「失業・退職・転職・コロナ等による収入の減少」8件（10%）、「浪費」7件（9%）¹³、「病气」6件（8%）、「家族（夫・妻・子）の債務

10 佐藤・前掲注2①・116頁。

11 布施=生井澤・前掲注1・145頁以下。

12 布施=生井澤・前掲注1・147頁以下。

の返済」4件（5%）、「生活費の不足」3件（4%）、「教育費」2件（3%）、「連帯保証」「住宅ローン」「親族の債務の返済」「暴力団関係者に対する負債」「職場でのトラブルによる負債」「無回答」が各1件であった（【図表3】）。

ア 事業不振

回答があった77件中41件が事業不振であり、回答全体の53%を占めた。このケースは、債務者が代表を務める法人とともに破産している場合もあり、筆者らの官報調査及びアンケートの回答により法人とともに破産したことが判明したのは21件であった¹⁴。また、個人が連帯保証をしていたとの回答があったのが27件あるように¹⁵、法人又は個人事業主の債務を連帯保証していたところ、事業がうまくいかなくなり、個人としても破産せざるを得なくなったという状況が典型的であろうと思われる。中小企業における経営者保証については、主たる債務者、保証人及び対象債権者において合理性が認められる保証契約のあり方等を示すとともに、主債務者の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めた経営者保証ガイドラインにおいて、経営者ともに事業に従事する配偶者が保証人になる場合も同ガイドラインの適用対象になるとされており¹⁶、夫婦で同時に破産する家族共同破産と考え方がリンクしている。すなわち、ともに事業に従事し、中小企業の保証債務を有する配偶者がいる事業者に対しては、家族共同破産を行うのか、経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行うのか、選択肢を与えることが可能となる。

ただし、今回のアンケートの対象は、管財事件のみである。法人及び代表者の破産は原則として管財事件となるため、破産経緯についての回答は、事業不振である割合が高くなるのは当然といえる。同時廃止事件となった家族共同破産を含め

た場合、破産経緯が事業不振である割合は少なくなるはずであるが、どのくらいの割合になるかについては、いまのところ知る方法がない。

イ 事業不振以外の破産経緯

破産経緯の半数弱は、事業絡みではなく、債務者の収入の減少、浪費、病気、家族の債務の返済、教育費、連帯保証、住宅ローン等により生活費が不足して、破産に至ったというものである。

破産経緯のうち、「生活費の不足」や、「家族（夫・妻・子）の負債」というのは、その原因が収入の減少・浪費・病気等であると思われるが、回答には具体的な記載がなかったため、詳細は不明である。

事業絡み以外のケースでは、夫・妻・子が上記理由により多重債務者に陥り、その返済のために他の家族が借金をして返済しようとしたが、結局は各自の借金が増えて返済ができなくなったという状況が典型例であろうと思われる。

(4) 続柄と破産経緯の関係

ア 夫婦の場合

夫婦の破産経緯は、「事業不振」が最も多く、夫婦44件中20件（45%）である。また、続柄のうち親子に夫婦が含まれるケースを合わせると、49件中23件（47%）が「事業不振」である。夫婦の破産経緯が「事業不振」のうち、法人とともに破産したケースは、判明したものだけで20件中10件、親子に夫婦が含まれるケースを合わせると23件中11件である。

事業不振以外の破産経緯は、「失業・退職・転職・コロナ等による収入の減少」7件（16%）、「家族（夫・妻・子）の負債」4件（9%）、「生活費の不足」「浪費」各3件（7%）、「教育費」「病気」各2件（5%）、「親族の債務の肩代わり」「連帯保証」「無回答」各1件（2%）であり、事業に関するも

13 浪費には、同じく破産法252条1項4号で免責不許可事由となっているギャンブルや投資の失敗を含む。

14 官報において、法人と個人の破産手続開始決定の公告は別の箇所に掲載される。また法人と個人の破産手続開始決定が同日になされても、公告は別日の官報に掲載されることがある。2025年3月15日以降、破産等の公告は検索が不可能となったため、個人がその代表者となっていた法人とともに破産したケースのすべてを把握することはできていない。

15 法人の債務及び個人事業主の債務の連帯保証である。連帯保証をしていた旨の回答はなくとも、実際には連帯保証をしていたケースが多いと思われる。

16 経営者保証に関するガイドラインQ&A【A.総論】Q4。

のからそれ以外のものまで幅広い。

イ 親子の場合

親子の破産経緯も「事業不振」が最も多く、親子28件中18件(64%)である。夫婦よりも親子の方が「事業不振」の割合が高いのは、親子の場合、親とともに破産する子は成人しているのが通常で夫婦のように当然に生活共同体を形成するものではないため、共同で事業を営んでいたり、事業の連帯保証をしたりという関係がないと同時に破産する必要性に乏しいからと思われる。

特に、「父と息子」8件の破産経緯は、すべて事業不振であった。本調査により、男男タイプの管財率(61.1%)は家族共同破産全体の管財率(39.3%)よりも高いことが判明しており¹⁷、同時に破産する男男タイプは、その関係が事業により結びついていることが多いことを裏付けるものである。

事業不振以外の破産経緯は、「病気」4件(14%)、「浪費」3件(11%)、「住宅ローン」「収入の減少」「暴力団関係者による負債」各1件(4%)である。これらの破産経緯からすると、子どもが成人していても親と子どもが経済的に独立しておらず、緊密な経済的共同関係を形成して生活していることが推測される。

ウ 兄弟の場合

兄弟の破産経緯は、2件中2件が「事業不振」であった。成人した兄弟は、別家計を営み、経済的に独立していることが通常であるが、ともに事業を営んでいたために、同時に破産せざるを得なかったのであろう。2件とも個人が連帯保証をしていたとの回答であったため、事業不振に伴い、個人の破産も避けられなかったものと思われる。

兄弟という男男タイプ2件ともに破産経緯が事業不振であったことは、親子のうち父・息子という男男タイプの破産経緯がすべて事業不振であったのと同様に、男男タイプは、その関係が事業により結びついていることが多いことを裏付ける。

エ 義姉妹の場合

義姉妹(1件)の破産経緯は、浪費であった。

この義姉妹は、官報に掲載された住所、姓及び破産管財人が同一であるため、義理の姉妹関係ではあるが、夫婦や親子と同じように緊密な共同生活を営んでいたところ、浪費によって経済的に破綻し、同時に破産の申立てをしたようである。この義姉妹のように血のつながりがなくとも、緊密な経済的共同関係があれば、夫婦や親子と同様に同一の破産管財人により同時に処理されるものと思われる。

オ 同僚の場合

同僚(1件)の破産経緯は、職場でのトラブルによって生じた負債であった。

この同僚3名は、前述のように、事件番号が連続し、破産管財人も同一であるが、3名とも別姓・別住所(ただし2名の住所は同一)であり、夫婦や親子でないことが予想されたため、回答を期待したケースであった。

回答により、3名の関係性が同僚であることが判明したのであるが、仮に職場の同僚3名がそれぞれの理由で負債を負い、3名が同一の弁護士に破産の申立てを依頼して同時に申し立てることになったとしても、通常は同一の破産管財人による処理は行われたいのではないと思われる。しかし、本件は、破産の直接的な原因となった負債の理由が同一であったために、3名とも同一の破産管財人によって同時に処理されることとなったようである。この場合の3名は、緊密な経済的共同関係を形成して生活する「家族」の範疇には入らないが、家族と同様に処理されることになった理由は、破産に至った負債の原因が同一という理由と、中小の手工業の世界では、社長が親方ないし親父さん、先輩・後輩は兄弟子・弟弟子というような関係が築かれていることも多く(疑似家族)、親密圏に入り得ると判断されたと推測される。

なお、東京地方裁判所管内において夫婦同時に破産の申立てを行う場合、予納金は通常2人合わせて20万円であり、親子など3人が破産申立てを行う場合は、裁判官との面談の結果によることである¹⁸。本件の予納金は通常どおり各自20万

17 布施=生井澤・前掲注1・147頁。

円(合計60万円)であったのか、それとも家族で破産する場合と同様に20万円+ α であったのか、気になるところである。債務者及び代理人にとっては、予納金が少ない方が経済的負担が少なく申し立てやすいという利点がある。しかし、家族であることを理由に予納金が減額されるのは、破産管財人の業務に見合っていないという不満を抱く破産管財人が少なくないことも、本調査により明らかとなった(後記6(4)イ)参照)。

[佐々木]

4 就任当時の見通し、法律関係、配慮・工夫した事項

(1) 就任当時の見通し(質問3)

質問3では、破産管財人就任当時の見通しを問い、その集計結果は【図表4】のとおりである。

「選択肢3：同一破産手続として扱う」という回答が最も多く(33件・43%)、「選択肢1：家族破産事件としてスムーズに処理ができそう」という回答が次に多かった(17件・22%)。「選択肢2：別個の事件として扱う」という回答(14件・18%)のほか、「選択肢4：その他」(13件・17%)として、「申立直前の費用負担の混同があったためその点に留意を要した」「利益相反が生じ得るので慎重に」「財団が債務者ごとに別に形成しており、本件では債権者が一部は重複していたものの、異なる債権者も多く、あまり親子であるという実質を考慮するのが日本の実務的に相当ではないと考えられた事案」「破産に至った事情は共通しているものの、資産調査・免責調査は単独での破産と同じ処理なので特段特別な意識はない」などの回答が見られた。

回答全体としては、事件としては別事件でありながらも、実質的には、同一手続として処理するという傾向が見られた。もっとも、利益相反や免

責調査の観点から、事情によっては、個別の事件として別々の検討を要する必要がある、その見極めに注意が払われていることをうかがわせる。

(2) 法律関係(質問4)

質問4では、重視した法律関係を問い、その集計結果は【図表5】のとおりである。

「選択肢2：事実上共同財産」という回答が最も多く(29件・37%)、「選択肢1：家族別財布」という回答が次いで多かった(19件・24%)。「選択肢4：保証関係」(13件・16%)、「選択肢3：家業共同経営者」(7件・9%)という回答のほか、「選択肢6：その他」(11件・14%)として、「自宅が本人と父の共有名義となっており、その管理費用を一方の財団からのみ支出しているのか」「夫所有の建物に妻の契約で動産の設置工事が行われており、錯綜した権利関係の整理及び処理が問題となった」「利益相反」という回答が見られた。

また、特徴的であったのは、「選択肢5：対立的関係(婚費分担、財産分与など)」は、0件であり、この点を重視した管財人は見られなかった。

重視すべき法律関係は、個別の事案ごとに異なることから、全体の傾向は捕捉しづらいものの、家族と破産というテーマで問題となることが想定される婚費分担や財産分与に関する事例を今回のアンケートでは捕捉できなかったため、今後の調査・検討が必要であると考えられる。

(3) 配慮・工夫した事項(質問5)

質問5では、配慮・工夫した事項を問い、その集計結果は【図表6】のとおりである。

「選択肢1：各破産債権者間の財産状態に応じた債権者の公平な差」という回答が最も多く(26件・36%)、「選択肢3：家族の不安の解消」という回答が次いで多かった(25件・35%)。「選択肢2：破産財団を一体化して債権者の平等」という回答(3件・4%)のほか、「選択肢4：その他」(18件・25%)として、「経済的更生意欲差」「夫と

18 当研究会メンバーが本研究の一環として行った裁判所への電話での聴取による(後掲注25参照)。筆者が申立代理人として夫婦の破産申立てを行った際も、予納金は2人合わせて20万円であった。

妻の破産財団に帰属させるべき財産額を明らかにすること」などの回答が見られた。

特徴的であるのは、「選択肢2：破産財団を一体化してすべての債権者の平等を重視すべき」という回答が全体としてほぼ見られず、同一の財産主体として扱うという傾向はほとんどないことが推測できる。

(4) 全体の傾向

上記のとおり、質問3では、同一手続として扱う方針である旨の回答が多く見られた一方で、質問5では、家族を同一の財産主体として扱う旨の回答が少なかった。これらを踏まえると、家族共同破産における管財人の方針として、手続としては同一として扱うという「手続的併合」を重視しつつ、「実体的併合」の採用には慎重であり、配当等の局面では個別の別事件として検討を行うという傾向があると推測できる¹⁹。

〔千葉〕

5 破産事件の進行方針：「夫婦」事案と「親子」事案の対比という視点を交えて

(1) 質問の趣旨

質問6では、事件の進行方針について尋ねた。これは、同時ないし近接した時期になされている複数の破産申立て（家族共同破産）について、管財業務を行うにあたり、進行を揃えたか、それとも、関連事件とはいえ個別の事件として切り離して進めたか、手続面での進め方を質問したものである。

(2) 回答の傾向とコメント

全体としては、揃えて進めるという趣旨の回答が最も多く、77件中48件（62%）に上った。揃えられるところは揃え、必要な範囲で切り離したという趣旨の回答は6件（8%）、切り離して進めた

という回答は16件（21%）、その他や回答なしが5件（6%）であった。

なお、本稿にて紹介するコメントは、基本的にはアンケート回答の原文であるが、一部、筆者において要約や事案の特定を避けるための修正を行っている。

揃えて進めるという回答に付されたコメントを見ると「利害対立はなく、家計として苦しい状況」「1日目に利害対立の事情がないか確認の上で、共同で事情聴取」「共有不動産があった」「借金の使途や金額について夫婦での認識共有が更生につながるので同席してもらい話を聞いた」などというものであった。

同時に破産申立てをした当事者間の利害対立の有無は、どの管財人も意識するところであろう。利害対立が大きい事案では、関連事案であっても別の管財人が就任すると考えられる。利害対立がない事案では、管財人としては同時に事情を聴取した方が手間も省け、当事者間の認識共有にも資するため、揃えて進めるのが合理的である。

揃えられるところは揃え、必要な範囲で切り離したという回答については、「夫婦の片方に不動産ありだったため終了の時期が異なった」「夫のみ生命保険があったため財団組み入れのため続行」「妻に財産がなかったので早期に終了させた」などの理由が付されているものが多かった。財産のない方は第1回期日にて異時廃止とし、財産のある方は配当のために集会期日を続行したようである。

切り離して進めるという回答については、「夫婦それぞれの債権者が異なり、互いに相手の債務の保証人になっていない。また、財産も共有名義や実質的に夫婦共有のものもなかった」「夫は会社経営において重要な役割を果たしていた一方で妻はほぼ関与しておらず従業員類似の立場。妻は切り離して早期の終結を目指した」「各事案で必要な作業をそれぞれ行う」「別々に破綻した2人で婚姻しただけなので別々の事件と同じ」といったコメントが見られた。家族関係にある者が同時

¹⁹ 手続的併合と実体的併合については、松下淳一「結合企業の倒産法的規律(2)」法協107巻12号（1990年）2034頁以下。

に破産する場合でも、破産に至る事情に共通する要素が少なく、錯綜する法律関係もないケースでは、あえて一体的処理をする必要性はないという判断に至ったのであろう。

このほか、夫婦事案で「一体として進めようとしたが一方が浪費をやめなかった」、親子事案では「主たる原因者である夫の手續を主に進めた。妻・子供は補足的なもの」などという回答も見られた。

一口に家族共同破産といっても、債務超過に至った原因、問題となる法律関係はさまざまであり、管財人が、個別の事案の事情に応じて進行方針を選択している様子がアンケート回答に現れている。

(3) 「夫婦」の場合と「親子」の場合の比較

今回の調査のなかで数が多かった「夫婦」同時破産と、「親子」同時破産の比較という視点から、アンケート回答を見てみたい（なお、続柄については前記3(2)参照）。

夫婦の場合（44件）のうち、揃えて進めたという回答は24件（55%）、揃えられるところは揃え、必要な範囲で切り離れたという趣旨の回答は5件（11%）、切り離して進めたという趣旨の回答は13件（30%）、であった。

一方、親子の場合（28件）のうち、揃えて進めたという回答は20件（71%）、揃えられるところは揃え、必要な範囲で切り離れたという回答は1件（4%）、切り離して進めたという回答は3件（11%）、であった²⁰。

意外にも、夫婦よりも親子の方が「揃えて進める」という趣旨の回答が多かった。

意外と感じたのは、成人した子は、多少の結びつきはあったとしても、基本的には親とは別の独立した家計を営むことが一般的と考えられ、経済的な密着性は、親子よりも、一生をこの相手と添い遂げると誓ったはずの夫婦の方が強いという考えが根底にあるためであろう（民法792条は、夫婦の同居義務、協力義務、扶助義務を定めており、夫婦

の経済的結びつきの強さを法が予定している。）。

なぜ、親子の場合の方が「揃えて進める」という回答の割合が多いのか。

親子の場合の方が、事業不振による破産の割合が多いため、債権者、財産、保証関係が共通することが理由のようにも思われた（夫婦44件のうち、事業不振による破産は20件（45%）であるのに対し、親子28件のうち事業不振による破産は18件（64%）と、親子の方が事業不振による破産の割合が多い。）。

しかし、データを詳しく見ると、事業不振による破産の方が、その他の原因の破産よりも「揃えて進める」という回答が多いとはいえず、事業性は原因ではない。

具体的に見ると、夫婦の破産で、事業不振を原因とする20件のうち「揃えて進める」とされたのは11件（55%）、その他を原因とする破産24件のうち「揃えて進める」とされたのは13件（54%）であり、おおよそ同程度であった。

他方、親子の破産で、事業不振を原因とする18件のうち「揃えて進める」とされたのは12件（67%）であるが、その他を原因とする破産10件のうち「揃えて進める」とされたのは8件（80%）に上った。

事業不振以外の理由による親子の破産において「揃えて進める」方針が採られた事案が80%というのは、顕著に高い割合である。これらの破産の原因を見ると、家族の病気（3件）、浪費（2件）、収入減少、住宅ローン、暴力団関係者による負債（各1件）により破産に至った案件であった。

(4) 「夫婦」と「親子」の回答結果についての考察

ところで、夫婦破産に関して、「手續を切り離して進めた」あるいは「揃えて進めたかったが事情により切り離して進行した」とされる案件について「妻について相続財産があり換価回収について検討したが夫については管財業務がなかった」「夫については住宅の任意売却が残っていた」「夫

20 当該質問について回答がないアンケートも存在するため、割合の和は必ずしも100%とならない。

のみ生命保険があり財団組み入れのため続行」などのコメントが目立った。

管財人としては、利害対立がない限り、家計を一体として経済的再生を図るため、できる限り揃えて手続を行いたい。しかし、申立人の一方について換価業務や配当の関係で期日が続行となり、他方は管財業務が残っていない場合は、あえて他方の当事者を続行期日につきあわせることはせず、早く解決できるものは切り離して先に異時廃止にて解決してしまうというスタンスが多いものと思われる。

この傾向から考えると、事業不振以外の理由による親子の破産では、換価すべき財産や配当が行えるだけの財団が形成できる見込みがなく、残る管財業務がないため、手続を切り離さずに揃えて進められるケースが多かったものと考えられる。

一緒に事業を営んでいないのに、成人した子と親が同時に破産を申し立てるという事態は、一般的とはいえない。成人した子は、親とは独立した生計を営むのが通常だからである。家族の病気や低収入など、何らかの事情により、それぞれが独立した生計を維持することが困難なほど資力に乏しい親子が、同居をして生活費を節約するなど、少ない収入を持ち寄って生活する。生活費の不足を借入れで補うが、親の借入額が限界に達し、続いて子の借入れもできなくなって破産申立てに至る、という状況が想像される。こうしたケースでは、もともと独立した生計を営めないほど、それぞれが収入や資産に乏しく、換価や配当の必要性がない。そのため、破産手続を揃えて進めることに支障がないものと考えられる。

以上は、限られたデータからの推測にすぎないが、日々債務整理に携わる実務家であれば、目にしたことがある状況であろう。

今回われわれが行ったのは簡単なアンケート回答からの分析にすぎず、可能であるならば、将来、記録に基づくケース研究を積み重ねて検証する必要があると考える。

[影山]

6 家族共同破産のメリット・デメリットや予想される問題点

(1) 質問の趣旨

アンケートの7問目では、アンケート対象となった個別の事案²¹を離れ、管財人としての経験から、自由に、家族共同破産のメリット・デメリット、予想される問題点について質問した。多様な回答をいただいたなかからいくつかを紹介する。

(2) 家族共同破産のメリット

家族共同破産の利点として、以下のような回答が見られた。

ア 情報収集などがスムーズとなる

「情報が共通化して手続きがスムーズとなる。家族の通帳提出の協力が得られないなど提出できない書類が発生しにくい」「家族が互いに借金を隠そうとするケースがある。当初お互い別の弁護士に相談し債務整理を進めていた。はじめから一本化すればスムーズだったのに」「基本は別事件と考えるが、家族であるがゆえに面談や連絡などをまとめて行うことができるなど、事件処理の負担が減るメリットはある」。

イ 否認権行使の問題が少なくなる

「破産手続開始前の夫婦・家族間における財産移動に対する否認権行使の問題が少なくなる」「夫婦の一方配偶者のみが破産する場合、往々にして、債権者間の平等に反する資産の譲渡、隠匿など否認権の対象となる行為が散見され、債権者に対する不信感が大きくなりやすいが、その可能性が乏しくなるため、制度への信頼が増すと考えられる」。

ウ 経済的再生に資する

「夫婦揃って家計の見直しが計れるので再生につながる。実質的に一つの経済主体として家族全体の負債の整理と経済的更生を図ることができ

21 2024年11月から2025年3月までの官報公告から筆者らが抽出した家族共同破産。

る」「夫または妻のみの破産だと結局家計全体の改善にならず意味がない」。

エ 小 括

以上紹介したもののほか、「双方の管財人となった場合は特にやりにくいことはないが、一方が同時廃止となっている(管財人でない)場合の財産状況の把握が難しいことがあった」との回答もあった。破産法上、破産に関し必要な説明をすべき説明義務があるのは破産者、破産者の代理人、破産者が法人である場合の役員及びそれに準ずる者、従業員のみであり、同居の家族の説明義務は規定がない²²。重要財産開示義務が定められているのも、破産者のみである²³。

事案によっては破産者本人よりも他の家族の方が詳しく収支を把握していることもある。家族の通帳も併せて確認しない限り、家計の全体像が把握しにくいこともまれではない。しかし、家族が同時に破産申立てをしていない場合、その通帳や取引履歴等を開示させる権限は管財人にはない。資料開示の協力を得られるかどうかは、事案次第であり、しばしば管財業務の遂行を困難にさせる。

家族共同破産の場合、管財人の情報へのアクセスは格段に容易になる。経済的に一体性を有する家族が破産手続をともに乗り切れることは、問題意識の共有、経済的再生にも資するはずである。

(3) 家族共同破産のデメリット、予想される問題点

他方、家族共同破産の難しさについて述べる回答も少なからず見られた。

ア 人間関係が絡む進めにくさ

「家族なので各人に聞くことで事案の解明が進むケースもあるが、逆に全く違うことを言い事実の確定に困ったり、仲が悪くてかえってやりにくい事もあった」「夫婦関係が悪化していると手続きを進めるのに支障あり」「破産の前後に離婚事件が入ると利害対立、財産移動等を別観点で見な

ければならない」「夫婦は破産(経済的問題)を契機に関係も破綻することが少なくなく、家族共同破産を採用することにメリットがあるのか疑問」。

イ 財産の帰属、偏り

「夫婦一方のみの破産と比べて、財産の把握はしやすいが、どちらの財産として整理するか悩ましい問題が多々ある」「夫婦の場合、家計は共同であり収支が共通・共存であるのに財産・債務名義は偏りがあり収支と一致しないことでアンバランスと感ずることがある。特に自由財産の拡張で悩むことが多い」「夫婦の債権者が異なる場合、換価価値のある財産が、夫婦の共有財産か、持分割合は2分の1でよいかなどということは、配当可否や配当額の多寡にかかわるので、慎重な検討が必要」。

ウ 経済的再生へのハードル

「夫婦同時にクレジットカードが使えないなどの事態が生じることで、キャッシュレス化が進む現代で生活をたてなおしていく大変さが心配」「破産により両者無職となるため経済的再生が難しい」。

エ 小 括

家族関係が悪化している場合の進行の難しさ、財産の帰属をどう整理すべきかという問題のほか、夫婦が同時に破産する場合に経済的再生のハードルが上がるという指摘が複数見られた。

破産により夫婦ともクレジットカードが使えないというのは確かに不便である。もっとも、デビットカードやプリペイドカードなどのサービスを使い、不便を最小化することは可能である。

破産により両者無職となるという回答についてどのようなケースを想定しているか具体的な記載はなかったが、破産により資格制限を受ける職業は少なくなく、破産を躊躇させ、経済的再生の妨げとなるケースが存在するのは事実である。現在の資格制限は広範にすぎ、見直されるべき点と考える²⁴。

経済状態が苦しいさまを「火の車」というが、

22 破産法40条1項。過去に破産者の代理人、役員等、従業員であった者を含む。

23 破産法41条。

債務整理を火事に例えて考えると、居間の火のみを消火して、隣の寝室が燃えているのを放置しては、真の解決とはならないことが分かる。寝室の火が燃え広がり、家が全焼するのは時間の問題である。小火を自力で鎮火できる家庭は必ずしも多くない。煙に巻かれる期間が長くなるのも経済的に不健康である。消火は一気に行った方がよい。

(4) 予納金・管財人口座開設

同時申立ての場合の管財人報酬（予納金）や管財人口座開設に言及する回答が目立ち、77件の回答のうち22件（29%）にて、いずれかあるいは両方に関する記述が見られた。

ア 申立代理人の立場から

「予納金が圧縮できるのはメリット」「同一家計から複数人分の予納金（20万×人数）を工面するのに時間を要する」「同じ夫婦同時破産でも管財人報酬が事案により異なり、申立の際に予測しにくい」「利益相反が生じる事案では管財人が別々になる可能性があり予納金の負担が大きい」。

イ 管財人の立場から

「管財人業務が1.5～2倍となるのに予納金が1人と同額の20万円というケースでは管財人の負担が大きい」「同時申立の家族の管財業務がほとんどない場合はよいが、管財業務が多々ある場合でも予納金+0円となる場合も多く、実態に即した判断をしてほしい」「予納金のディスカウントは納得できない。完全に事情が一致しているわけではない」。

ウ 管財人口座

「管財人口座を開設したが結局使用しないこともある」「夫婦とも破産、かつ資産なしの場合、1件1万円以上の費用をかけて2つ管財人口座を開設する意味がどこにあるのか疑問（当地では預り金口の流用などが認められていないため）」。

筆者らがいくつかの地方裁判所に問い合わせたところ、管轄裁判所によって、同時破産の予納金の金額は、大きく幅があることが分かった²⁵。必ずしもすべての裁判所に当てはまるわけではないが、概して、大都市部の管轄における予納金は金額が低く、地方に行くほど高くなる傾向が見られた。

予納金のディスカウントは、申立人にとってはメリットである反面、管財人にとってはデメリットである。いずれの立場にも立ち得る弁護士としてはジレンマを感じるであろう。

管財人口座を複数開設することについての管財人の負担の重さの指摘も目立った²⁶。さいたま地方裁判所では、管財人口座開設の開設費用有料化の流れを受け、一定の条件のもと、預り金口座の流用が認められるようになった。この運用が広がり、口座開設の負担が軽減されることを期待する。

〔影山〕

7 結びに

筆者が行った破産管財人に対するアンケートの回収率は約24%と低く、回収できた回答により家族共同破産の全貌を明らかにできたとは到底いえない。回収率の低さには調査方法の問題の影響もあったかもしれない。今回のアンケート調査は、質問書兼回答用紙の回答欄に手書きで回答を記入し返送していただく形式だったが、「手書きは苦手」とワープロで打った回答を送付して下さった先生方が複数名おられ、「オンライン回答があると協力しやすい」とのご指摘もいただいた。確かにふだんの自分の行動を振り返ると、会議の出欠もほぼオンライン回答であり、手書きと

24 破産者の資格制限、居住制限、郵便物管理、個人情報問題につき詳述したものとして、佐藤鉄男「破産者の憲法的不自由はこれでよいのか」春日倭知郎先生古稀祝賀『現代民事手続法の課題』（信山社、2019年）603頁以下。

25 「1人目20万円+2人目0円」「1人目20万円+2人目5万円」「1人目20万円+2人目10万円」「1人目20万円+2人目20万円」「1人目30万円+2人目30万円」など、電話で裁判所書記官に問い合わせた限り、関東圏内でも大きく運用が異なった。3人目の破産者についてはレアケースのため金額の目安がなく、裁判官の判断次第という返答が主であった。

26 千葉地方裁判所本庁、同松戸支部、同一宮支部、東京地方裁判所、長野地方裁判所など。

なるとそれだけで億劫に感じる。お忙しいなか、手書きで回答をくださった先生方に改めて深く感謝申し上げる。

筆者らがピックアップした家族共同破産のうち、約60%は同時廃止となっており²⁷、家族共同破産の全貌を明らかにするためには同時廃止事件となったケースの分析も必要である。そのためには、債務者の状況を最も把握している申立代理人にアプローチすることは極めて有用であるはずであるが、官報には申立代理人の氏名は掲載されないため、申立代理人に対してアプローチするすべがない。

また、裁判所に対し、家族共同破産の捉え方について聴取することも有用であると思われるが、現在のところ、裁判所に対するアプローチについても難しいように思われる。

家族共同破産の実態を明らかにするための方法については、将来の検討課題であるが、民間人6人のメンバーによる調査では、マンパワーの制約もあり、ぜひとも裁判所が主導して家族共同破産に関する調査を行っていただきたい。

今回のアンケートの回収率は低かったものの、送付いただいた回答により、家族共同破産の実態や家族共同破産に対する破産管財人の感じる問題点等を知ることができたのは大変貴重であった。改めて回答をお送りいただいた先生方に、厚く感謝を申し上げます。

〔佐々木、影山、千葉〕

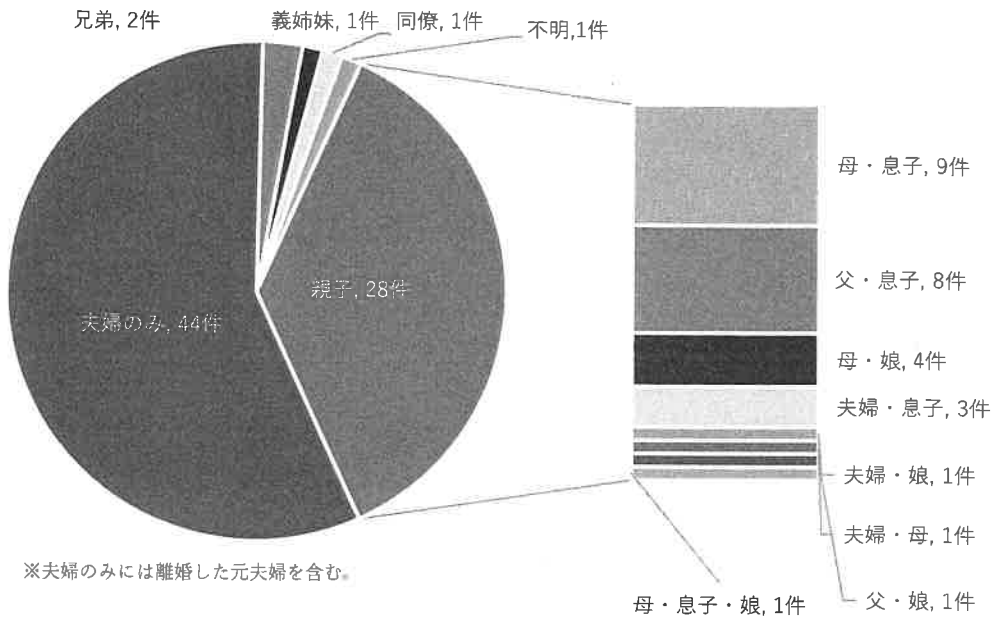
27 布施＝生井澤・前掲注1・147頁。

【図表1】地裁単位（本庁及び支部を含む）の回答数一覧表

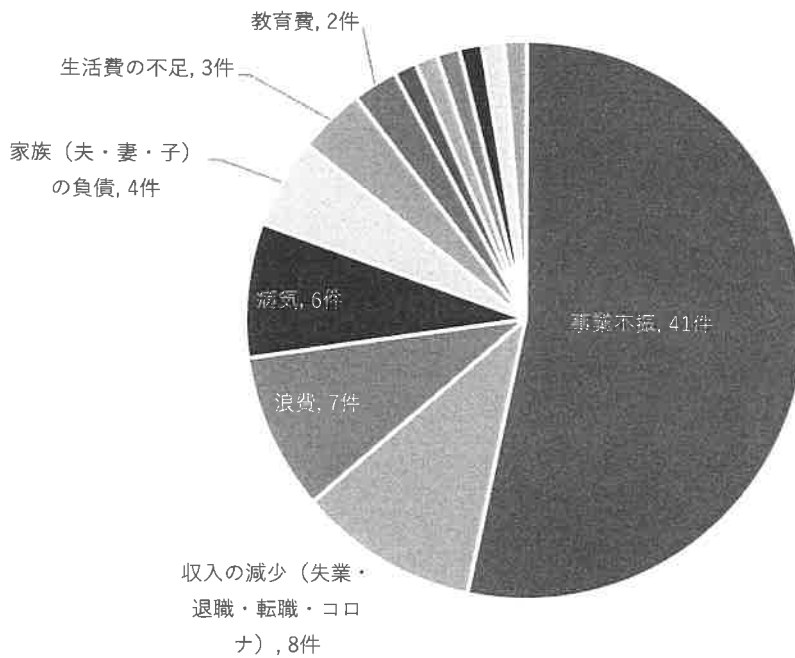
高裁管轄	地裁	管財 事件数	回答数	アンケート回答数 ÷管財事件数（回収率）	アンケート全体に対する 地域ごとの回答率
東京高裁管内	東京	67	12	18%	16%
	横浜	25	4	16%	5%
	さいたま	19	8	42%	10%
	千葉	17	4	24%	5%
	水戸	1	0	0%	0%
	宇都宮	1	1	100%	1%
	前橋	5	2	40%	3%
	静岡	8	1	13%	1%
	甲府	3	0	0%	0%
	長野	3	2	67%	3%
	新潟	5	1	20%	1%
大阪高裁管内	大阪	35	6	17%	8%
	京都	5	2	40%	3%
	神戸	14	1	7%	1%
	奈良				
	大津	1	0	0%	0%
	和歌山	1	0	0%	0%
名古屋高裁管内	名古屋	9	3	33%	4%
	津	3	1	33%	1%
	岐阜	3	2	67%	3%
	福井	1	0	0%	0%
	金沢	3	0	0%	0%
	富山	3	0	0%	0%
広島高裁管内	広島	7	1	14%	1%
	山口	1	0	0%	0%
	岡山	2	1	50%	1%
	鳥取				
	松江				
福岡高裁管内	福岡	26	9	35%	12%
	佐賀	1	1	100%	1%
	長崎	5	2	40%	3%
	大分	3	2	67%	3%
	熊本	6	1	17%	1%
	鹿児島	7	3	43%	4%
	宮崎	2	0	0%	0%
	那覇	5	0	0%	0%
仙台高裁管内	仙台	9	2	22%	3%
	福島	7	4	57%	5%
	山形	3	0	0%	0%
	盛岡	2	0	0%	0%
	秋田	1	0	0%	0%
	青森	1	0	0%	0%
札幌高裁管内	札幌				
	函館				
	旭川	1	0	0%	0%
	釧路				
高松高裁管内	高松	3	1	33%	1%
	徳島	1	0	0%	0%
	高知				
	松山	1	0	0%	0%

(表注) 2024年11月から2025年3月までの官報における破産手続開始決定の公告を集計。
 返送されたアンケートのうち、回答拒否、家族共同破産ではないとの回答及び事件番号不明回答が合計8通あった。
 家族共同破産に該当する管財事件がなかった地域の各項目は、空欄である。

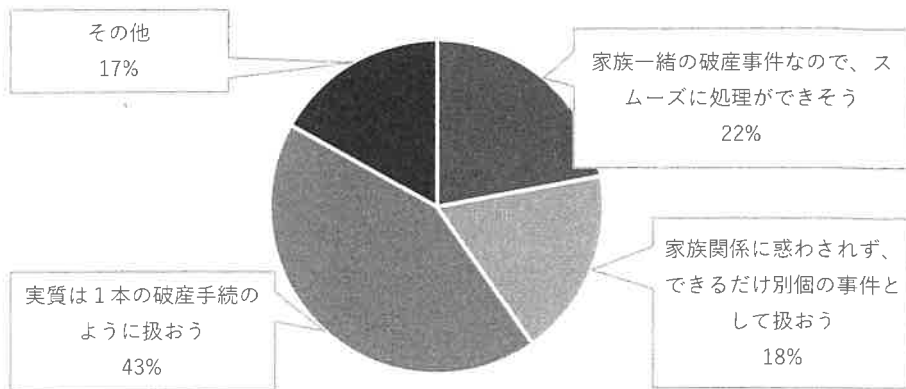
【図表2】破産者の続柄



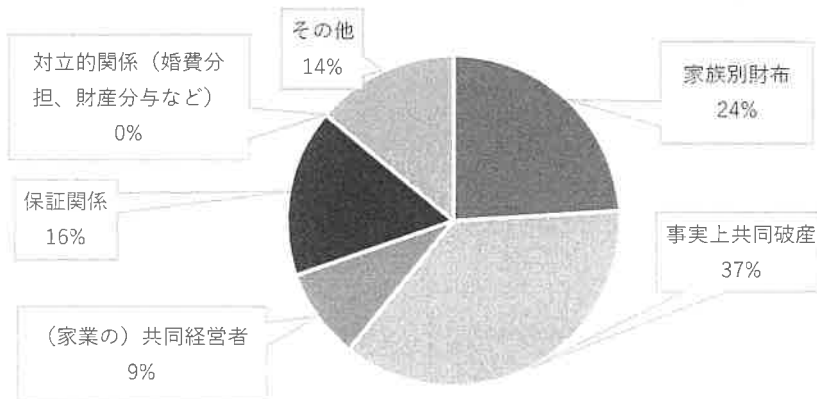
【図表3】破産経緯



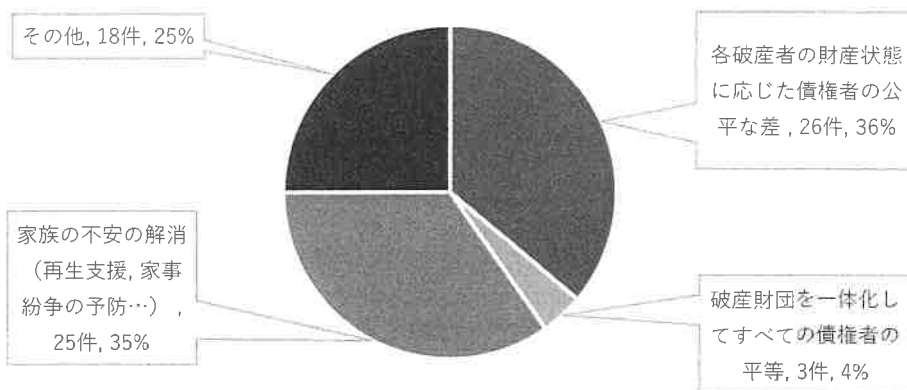
【図表4】破産管財人就任当時の見通し



【図表5】重視した法律関係



【図表6】配慮・工夫した事項



【参考】アンケート調査票

家族（親密圏）共同破産 アンケート

I 当該事件債務者の続柄・関係性

（事件番号の若い債務者を基点としてお答えください）（○又は具体的記入）

妻 夫 息子 娘 父 母 兄 弟 姉 妹 その他（具体的に

II 当該2（or 3）名が（同時に）破産に至った経緯

（例：家族で個人事業を営んでいたが、営業不振に陥り、連帯保証の関係で三人ともに債務整理が必要になった）

III 破産管財人就任当時の見通しはどのようなものでしたか？

（※最も近いものを選んでください）

- 1： 家族一緒の破産事件なので、スムーズに処理ができそう
- 2： 家族関係に惑わされず、できるだけ別個の事件として扱おう
- 3： 実質は1本の破産手続のように扱おう
- 4： その他（

IV 当該債務者間の法律関係として本件で重要なのはどれですか？（※複数選択可）

- 1： 家族別財布
- 2： 事実上共同財産制
- 3： （家業の）共同経営者
- 4： 保証関係
- 5： 対立的関係（婚費分担、財産分与など）
- 6： その他（

V 本件の家族共同破産として、特に配慮や工夫したこと、ご苦労されたことは何ですか？

（※複数選択可）

- 1： 各破産者の財産状態に応じた債権者の公平な差
- 2： 破産財団を一体化してすべての債権者の平等
- 3： 家族の不安の解消（再生支援、家事紛争の予防…）
- 4： その他（

VI 事件進行の方針についてご教示ください（手続面）

（例：できるだけ揃えて進める、切り離して進める）

VII 本件に限らず、先生のこれまでの経験上、家族共同破産ゆえのメリット・デメリットや、予想される問題点について先生のお考えを自由にご記入ください。

（例：予納金〔管財人報酬〕の扱い、管財人管理口座の扱い、債務者間の利害対立の顕在化）

以上です。有難うございます。

回答者 ご芳名

（メールアドレス

181号研究あとがき

家族共同破産研究会は、区切りをつけるが、これは当初の研究目標の完遂を意味するものではないし、逆に挫折したというわけでもない。自分たちが挑んだテーマの重要性に照らし、成しえたことがほんの僅かであっても、研究という永続する営みに残せた一步をしっかりと確かめておくのも必要であると考えたことによる。

本研究は、一般公益社団法人日弁連法務研究財団の181号研究として助成をいただいた。研究主任の佐藤は、財団の会員になること四半世紀、この間、積極的なコミットはできていなかったが、大学教員として最後の年での応募であり、研究員5名は弁護士としての日常業務に忙しくしている者ばかりで当然ながら研究が生業ではない。チーム発足の経緯は、事務局長の生井澤弁護士が会報ニュース92号で紹介しているところであるが、良いメンバー構成となった。2024年度に私個人で試みたパイロット調査から、前提の作業量が多い上に成果に向けての分析と執筆作業がかなり大変になるだろうというのが個人的な胸の内であったが、幸いにも、未知なる知見と遭遇してみたいという本能的欲求が彼(女)らをここに駆り立ててくれた。インフォームド・コンセントではなかったとの反省があるが、「有縁千里来相会」であった。

家族共同破産、これはそのネーミングこそ新しいが、決して新奇なものではない。畏友である故宮川知法教授が1991年の三月古稀論文でアメリカの夫婦共同破産に言及していたし、おそらくはわが国でもそうした実務は以前からなされていたのではないかと推測していた。個人の破産事件に申立人ないし破産管財人として関与経験のある弁護士や裁判所でこれについての経験も蓄積されているはずである。しかし、経験知だけでは一般理論としての汎用性になり得ない。実際にどれほどの夫婦や親子等の家族が同時に破産を利用しそこにどんな問題がありどう処理されるべきなのか、明示的にテーマ設定がされ調査研究がされたことがあったらどうか。我々はその中に挑んだのであるが、問題は簡単ではなかった。そもそも人間の活動単位である「家族」が多様であり一筋縄では捕え切れない現実が待っていた。婚姻や親子、その他の家族関係は非常に流動的で、地域較差、世代間較差もある。それは、純粋な財産法とは異なる家族間財産関係に倒産法制が交差するがゆえの難しさということになる。

家族共同破産は、官報公告でその性別パターンを見るだけでも多様であった。破産管財人アンケート調査は期待ほどの回答が得られなかったが、回答からは、共同破産としては、夫婦ケース以上に親子ケースが難しさを体現しているような様相である。そう、この1年やってみての実感は、満足感よりは、課題の多さ、道のりの遠さのほうが優る。

一貫して破産法学の道を歩んできた私にとって、「家族」自体がほとんど他分野の研究テーマなのであるから簡単なはずもない。すなわち、それは法律学では家族法に本籍があるということとどまらず、家族を研究対象とする学問分野は法律学以外にも多くあるからである。また、調査研究の手法という点でも、いささかベーシックにすぎた。法社会学会に所属し、様々な方法

論に接する機会があったが、自分でするとすると、官報公告を拾い、そこで知れた破産管財人弁護士にアンケートを送付する人海戦術しか思い浮かばなかった。いきなり、これに付き合わされた研究メンバーにはさぞ多大な苦痛を強いてしまったのだらうと胸が痛む(そう言えば、途中で肺の手術を受けた)。しかし、その甲斐はあったと言えよう。まず、官報公告調査は、5ヵ月分を網羅したことで、わが国の家族共同破産の数字的な状況はかなり明確に示せた。これは本邦初のデータである。とりわけ、共同破産が夫婦だけのものではなく親子その他の家族にあり得ること、そして地域的差異は、非常に印象的であり、さらに解明を要する課題を見出せたように思う。次に、破産管財人アンケート調査であるが、実際に事件処理に当たった弁護士の声を集約したものであり、間違いなく貴重なものと自負する。家族共同破産という括りで事案処理について述べた声がこれだけ集まることはなかったからである。もっとも、「鍵を握っているのは申立代理人ではないのか」、「回答率が低い上に偏りがあるのではないか」、という批判が出るであろうことも覚悟している。しかし、これに関しては、①申立代理人に関しては外部から全くわからないのでアプローチする術がない、②回答率の低さは、法務研究財団や全倒ネットの名前を出したことで回答のハードルが上がった可能性がある、③回答の偏りが夫婦案件と親子案件の差異や地域の差異、等の課題をかえって明確に意識させてくれることになった、と言っておきたい。これは、夫婦の場合は制度として夫婦財産制の定めがあるのに対して、親子その他の財産関係は、子が未成年の間の養育関係を除くと、定型的な定めがないことによる。

最後に、本研究に関して、金融財政事情研究会の『事業再生と債権管理』誌に発表の機会をいただいたこと、そして、日本民事訴訟法学会の関西支部研究会例会にて報告の機会を与えられたこと、は誠に感謝にたえない。前者は、この分野では指折りの定期刊行物であり、後者は上記学会唯一の公認支部で、関西地区の研究者と実務家(他地区在住者もいるが)にとつて垣根を越えた研鑽の場となってきたものである。のみならず、我々の調査では、関西は家族共同破産が多く使われている地域でありながら、アンケートの回答が少なかつたという意味で、実はアウェイに乗り込む感覚で報告に臨んだところであり、得難い緊張感も味わえた。

このテーマの調査研究には続きがあつてしかるべきである。さらに深く、またさらに学際性豊かに、展開されなければならない。我々がさらにすべきこともあれば、我々の手でできることには限界があり、むしろ裁判所又は全国組織による大きな研究プロジェクトとして取り組んでもらう必要のあるテーマであるようにも感じている。そのような形で次のステージへと繋がることへの期待を胸に、法務研究財団181号研究は終えることにする。ちょうどこの3月をもって私は定年退職となつてしまう。大学の研究室という研究拠点はなくなるが、家族共同破産研究会の看板は残し、一研究者として寄与できることがあれば細々と続けたいと考えている。

(佐藤鉄男)

(あとがき) 家族共同破産の一年と新しい出会い

弁護士 布施 俊輔

1 「家族共同破産」って何？

令和7年1月、妻である生井澤葵弁護士に本研究会に誘われ、初めて中央大学法科大学院を訪れた。初対面のメンバーとお互いぎこちなく自己紹介し合ったのを憶えている。そこで、本研究会のリーダー佐藤鉄男教授(当時)から、家族共同破産の研究に取り組むことが告げられた。「家族共同破産」という聞きなれない言葉に戸惑うとともに、普段の弁護士業務とは異なる「研究」という響きに、面白そうだという興味が湧いた。

2 官報公告の調査ってつらい！

令和7年春、まずは、一人当たり一か月分の官報公告を調査し、家族共同破産と思われる事例をピックアップした。研究の基礎となる資料の収集であり、スポーツでいえば基礎的な体力づくり。地味で忍耐の要る作業。一生分の官報公告を見た気がする。

3 数字が合わない！～データの集計～

令和7年初夏、官報公告から抽出したデータを、人数、性別、地域などで分類して集計する作業の担当となった。越後湯沢の旅先でもエクセルと格闘。辻褄の合わない数字に悩まされ、夢にも出てきた。

4 アンケートを送り出し屋形船に。

令和7年夏、データを集計した後、家族共同破産を担当していると思しき管財人にアンケートを送付し、その後、ご褒美で屋形船での暑気払いへ。ビールの旨さで作業の大変さも忘れてしまった。(アンケートの回答は思ったよりも少なかった。残念。)

5 「事業再生と債権管理」に論文を投稿

令和7年秋、佐藤教授が、法律雑誌「事業再生と債権管理」(きんざい)で本研究会の成果を発表する機会を作ってくださった。担当号は、生井澤弁護士との共著として、令和8年1月発売予定となった。初めての研究論文の寄稿。裁判所文書との勝手の違いに最初は戸惑った。自分の頭の固さに辟易しつつも、佐藤教授の指導のもと、自由に発想することの気づきを得た。担当号が無事に発刊された時には、とても感激した。

6 民事訴訟法学会関西支部で研究発表

令和8年2月、何と、民事訴訟法学会関西支部で研究発表の機会をいただく。研究会のメンバー全員で大阪に行き、学者や弁護士の前で本研究の成果を発表する。暖かい意見から厳しい意見までいただき、これが学会の研究発表なのかという新鮮な感覚を得た。

7 様々な新しい出会いをありがとう！

令和8年3月、本研究会は一区切りを迎えた。本研究に携わって本当に良かったと思っている。佐藤教授を始め、本研究会の素晴らしいメンバーと出会うことができました。本研究会がなかったら、法律雑誌に論文を寄稿する機会も学会で研究発表する機会もなかっただろう。本研究が私の人生に様々な新しい出会いと経験を与えてくれた。改めて、佐藤教授を始め、本研究会のメンバーに感謝したい。ありがとう！

あとがき

弁護士 佐々木 明子

本研究に参加したきっかけは、ロースクールの同級生である生井澤葵弁護士からの「家族と破産について研究しませんか」というようなお誘いだったと思います。当時は、どのようなことをするのか理解していませんでしたし、研究というものをしたことがないという不安はありましたが、私の業務の中で、家事事件と破産事件の比重は高かったので、お誘いをお断りする理由はありませんでした。

毎回の会合では、いつも穏やかな研究主任の佐藤鉄男先生を中心に、活発に議論がなされ、私の拙い質問に対しても研究メンバーの誰かが丁寧に答えてくださり、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

私にとっては、「家族共同破産」という用語と、佐藤先生の「家族共同破産」の実態を明らかにしたいという問題意識がとても新鮮でした。私は、代理人として、夫婦や家族で同時に申立を行う「家族共同破産」の経験はありましたが、依頼者の家族にも負債があるにもかかわらず、その家族は破産することを拒否しているなどの理由で、その家族にアプローチをすることができず、破産したいという依頼者だけの自己破産の申立てを行うこともありました。つまり、一人で破産するか、家族が同時に破産するかは、債務者らの意向によるところが大きく、代理人としては積極的に関与しておらず、問題意識も持っていなかったというのが実情でした。本研究において、十分とは言えないまでも明らかにすることができた、「家族共同破産」の債務者らの関係、破産経緯、家族共同破産として処理するにあたっての問題点等を念頭に置き、今後の業務に生かしていきたいと思います。

研究の過程で、各自が担当する月の官報に記載された大量の破産手続開始決定の公告から家族共同破産と思われる事件を抽出し、抽出した事件のうち管財事件を担当した破産管財人にアンケートを手作業で送るという大変な作業もありました。それ以上に、返送されたアンケートを分析して論ずることは、私にとっては最大の難関でしたが、佐藤先生及び研究メンバーから頂いたアドバイスのお陰で何とか完成させることができました。

また、研究成果を『事業再生と債権管理』誌で発表し、日本民事訴訟法学会関西支部研究会例会で報告する機会まで頂くことができました。このような機会は、本研究に参加しなければ、私には一生訪れることのなかったものですので、決して忘れることができません。

最後になりますが、研究主任の佐藤先生、この研究に誘ってくださった生井澤弁護士、研究メンバーの布施弁護士、影山弁護士、千葉弁護士に厚く感謝を申し上げます。

あとがき

弁護士 影山香名子

本研究に参加したのは、生井澤葵弁護士から「家族共同破産について一緒に研究しませんか」とお声がけいただいたことがきっかけでした。家族が同時に破産するケースは、弁護士として実務の中で漠然と認識してはいたものの、「家族共同破産」は初めて耳にする言葉で、それを研究テーマとして掘り下げるといふ発想は私にはありませんでした。この頃、破産事件の知識や経験を深めたいと考えていたこともあり、研究というものへの不安と、未知の領域への興味が入り混じりながら、参加を決めた次第です。

実際に研究を始めてみると、想像以上に地道な作業の連続でした。まず、官報公告を一件一件丁寧に確認し、家族共同破産と思われる事件を拾い上げる作業は、根気と集中力を要するものでした。膨大な数の公告と向き合い続けた日々は今も記憶に残っています。官報を目に近づけても遠ざけても字がぼやけ、自分の老眼が始まっていることに気付きました。続くアンケートの送付・回収・集計もまた、手作業の積み重ねであり、数字が思うように揃わないもどかしさを何度も経験しました。それでも、研究メンバーの皆さんと励まし合いながら作業を進められたことは、この研究を通じて得た大切な経験の一つです。

佐藤鉄男先生を中心とした毎回の会合では、メンバーそれぞれの視点から活発な意見が交わされ、私自身が気づかなかった問題の切り口を教えていただくことが何度もありました。実務家同士であっても、こうして腰を据えて議論する機会は日常の業務の中ではなかなか持てるものではなく、毎回の集まりが新鮮でありがたいものでした。

普段の業務を振り返ってみると、夫婦や家族の破産申立てに関わることはあっても、家族単位で破産することの意味や背景を体系的に考えたことはありませんでした。本研究を通じて、家族共同破産における債務者間の関係、破産に至る経緯、処理上の実務的な問題点を改めて整理する機会を得たことで、今後の事件対応に生かせる視点を多く得ることができたと感じています。

研究成果を『事業再生と債権管理』誌で発表し、さらに日本民事訴訟法学会関西支部の研究会で報告する機会までいただけたことは、本研究に参加しなければ決して経験できなかったことであり、深く感謝しております。

最後に、研究主任の佐藤先生、お誘いいただいた生井澤弁護士、そして共に研究を進めてくださった布施弁護士、佐々木弁護士、千葉弁護士に心より感謝申し上げます。



あとがき

弁護士・中央大学法科大学院客員講師 生井澤 葵

中央大学法科大学院ではFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の一環として、他の教員の授業の聴講が推奨されています。

「実務について、破産のイメージが少しできてきたし、もし、今倒産法の授業を受講できたら、めっちゃ勉強になりそう！！！」

「タダで授業が受けられるなんて最高！！！」

という、あまりアカデミックではない動機から、佐藤鉄男中央大学名誉教授とのご縁がスタートしました。FD活動で想定されているのは数コマの聴講なのですが、よほどの仕事がない限り半期分まるごと聴講させていただけないか？とお願いしたところ、有難いことにご快諾をいただきました。

それがきっかけで、家族共同破産の研究にお誘いいただき（引っ張りこまれ？）現在に至ります。タダより高いものはないのか、あるのか・・・、どうでしょうか。

ほとんどの部分が他力本願、佐藤先生と他の研究員の才能と努力にフリーライドしていますが、研究成果は本文を見ていただければと思います。

日弁連法務研究財団がくださった1年という研究期間を終えた今、考えるべきは次の一手です。

私の個人的な興味は①実態調査の深堀（実務家が家族共同破産をどう受け止めているか、守秘義務と戦いながらも意見を集約したい）、②家族共同破産における予納金の全国的な差異について、この2つにあります。

破産管財人のなり手（特に若手）が減っているという現状の中、家族共同破産において管財人の労力に見合う管財人報酬を確保できているのか？という調査は、実務的には必要な情報ではないでしょうか？個人事業主のサガかもしれませんが・・・。

結局私には、法律の研究の正当派な部分は荷が重く、ここは、今後も佐藤先生に頑張っただけ、家族共同破産の研究と私が、道を大きく逸れることがないよう、ご指導・ご監督を継続していただきたいと思います。

*** **

佐藤鉄男先生はもちろんのこと、家族共同破産研究会のメンバーである、布施弁護士、佐々木弁護士、影山弁護士、千葉弁護士、皆さんと1年間、この獣道の中を探検するような研究を行えたことを心から感謝しています。楽しかったです。ありがとうございました。



あとがき

千葉 真太

私が本研究に参加したのは、まだ弁護士登録をする以前の司法修習中であった2025年1月に、佐藤鉄男先生よりお誘いを頂いたことがきっかけでした。

母校である中央大学法科大学院在学時に、佐藤先生が開講していた倒産法の授業やゼミ（2つのゼミでいずれも受講者が私1人だったため、週2回のゼミで毎回発表+佐藤先生のコメントという贅沢をさせていただきました。）を受講していたことや、卒業以降も、大学院発行の雑誌への判例評釈掲載に当たってのご指導をいただいていたという経緯があり、佐藤先生には大変お世話になっていましたので快くお引受けさせていただきました。

佐藤先生からは、研究のスタートとして、官報公告から家族共同破産に該当する事件を抽出する作業を行うというお話を聞いており、上記の判例評釈作成の際に、官報公告から当該事件の破産手続開始決定及び破産管財人を探索してインタビューをしたという経験から、本調査と同様の作業を経験していたため、当初は、そこまで大変な作業ではないだろうと思っていました、しかし、実際に作業を始めてみると、破産事件数の多さや家族か否かを見分けることなど、これが中々大変な作業でした。

本研究では、調査に際して実際に手を動かすという作業を経験して、いかに研究（とりわけ調査にかかるもの）が大変なものなのかということを知ることができてとても良い経験になりました。

また、毎回の打合せでは、佐藤先生の学術的な指摘に加えて、布施弁護士、佐々木弁護士、影山弁護士、生井澤弁護士の実務を踏まえた意見・議論を聞くことができ、当時弁護士1年目（あとがきを書いている2026年4月1日で弁護士登録後丸1年となります。）の私にとって、とても勉強になりました。

メンバーの皆様には、色々ご迷惑をお掛けし、助けられてばかりでしたが、今後の破産実務の形成に向けて大変意義のある研究に参加させていただき、『事業再生と債権管理』、日本民事訴訟法学会関西支部研究会例会、及び本報告書において研究成果を報告する機会を頂きましたことは、今後の弁護士実務においてとても良い経験・支えになりました。感謝申し上げます。

以上



JLFニュース92号(2026年2月発行号)に掲載された181号研究の活動状況の報告

文責：家族共同破産研究会事務局長・菅沼法律事務所弁護士・中央大学法科大学院客員講師
生井澤 葵

第1 研究の端緒

20XX年ある一人の男が、官報公告の中に有機的な家族のドラマを見いだした。一プロジェクト…研究 No.181(家族共同破産の実情調査とその理論的・実務的課題の研究) 家族共同破産研究会の始まりである。

男の名は佐藤鉄男、中央大学法科大学院法務研究科教授である。彼は夫婦、親子、兄弟姉妹といった「家族」の複数が同時に破産手続を行うことがあることに着目した。彼は実情を知るため、毎日のように大学院の図書館で官報公告を印刷し、2024年8月の官報公告の破産の記載部分全てを舐めるように読んだ。たった一か月の官報公告でも、家族と思われる破産案件は約250件あった。

「一体何が起きているんだ・・・？」

男の興味が爆発した。官報公告の中にある同時破産廃止から実情を知ることには限界がある。そこで彼は、破産管財人が選任されている43件を拾い上げ、その破産管財人全員宛てに、実情を問うアンケートを送った。守秘義務との関係でどの程度の回答があるかは想像できなかったが、彼はアンケートに挑んだ。結果、18人から回答があった。回収率は40%を超え、滑り出しは上々だった。この時の調査は「家族共同破産へのアプローチ破産管財人アンケート調査からの示唆ー」事業再生と債権管理(きんざい 187巻 112-119頁)及び「官報公告にみる家族共同破産」中央ロー・ジャーナル(第21巻第4号 93-112頁)に発表された。が、18件なのだ。実情を把握するには圧倒的に数が足りなかった。

しかしながら、一人では時間も労力も限界だった。仲間が必要だった。

男は壁にぶち当たった。

その頃、偶然にも中央大学法科大学院のFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の一環として男の倒産法の授業を聴講しに来た、兼任教員の女がいた。教員かつ埼玉県の弁護士である。専門は家族の問題。管財人の経験もある。

千載一遇のチャンスだ。男はこの出会いに賭けた。自身の研究について、折を

JLFニュース92号(2026年2月発行号)に掲載された181号研究の活動状況の報告

文責：家族共同破産研究会事務局長・菅沼法律事務所弁護士・中央大学法科大学院客員講師
生井澤 葵

みては話題にし、これまでの研究を見せた。

「え～???私だったら、そんなよく分からないアンケート、捨てちゃうかもしれません！世の中の弁護士って意外といい人なんですわね！」

これが、後の研究 No.181 の事務局長となる女の初期のリアクションである。

第2 現在の研究

No.181 研究はその後の着実に仲間を増やし、男と5人の弁護士の6名となった(事務局長の女は未だにどうして4名の仲間がこの研究に参加してくれたのか、顔見て聞くことができていない)。

そして、2025年1月18日、家族共同破産研究会は爆誕した。

法務研究財団への申請前ではあったが、早速、官報公告の調査に取り掛かることがその日決まったのである。元々の研究である2024年8月に続ける形で、9月、10月、11月、12月、1月と、1人1月を割り振り、半年間の調査データを完成させる予定だった。

しかし、ここでも新たな壁が立ち上がった。

官報公告は無料閲覧サイトで3か月前までは閲覧することができる。しかしながら、それ以前となると、官報公告の有料サイトからでなければ閲覧できず、さらに1頁ずつしか閲覧ができない。1日何十枚もある破産関連のページの印刷をするだけで日が暮れることが分かった。2024年9月と10月は断念し、2025年2月と3月に変更することを迫られた。

官報は土日祝日にはない。

これがどれだけ有難いことか研究メンバーたちは思い知る事となる。

1日分を見るだけで、最初は優に4時間はかかった。

さらに、追い打ちをかける事態が発生する。

2025年3月15日から、有料の官報公告サイトでもこれまでの検索機能が使えなくなった。これはすなわち、会社の破産と共に会社の代表者が破産する件の

JLFニュース92号(2026年2月発行号)に掲載された181号研究の活動状況の報告

文責：家族共同破産研究会事務局長・菅沼法律事務所弁護士・中央大学法科大学院客員講師
生井澤 葵

検索ができなくなったことを意味していた。

冒頭の男は以前、官報公告の情報量の多さから、破産者のプライバシーについて疑問を呈する意見を述べていたことがあったが(「破産者の個人情報」事業再生と債権管理 170号 118-128頁(2020年)等)、ここで想定外のブーメラン返しを喰らうことになった。

研究メンバーたちは5か月間の官報公告の中から約800件の家族と思われる破産事件を拾い出し、うち約330件の破産管財人に対し、2025年7月20日、その全破産管財人に対して、実情や処理方法を訪ねるアンケートを送付した。

約330件のアンケートを準備・封入する作業は朝10時から開始され(1名は12時から)、その様子はさながら地獄絵図だった。

このアンケートは鮭の稚魚に例えられ、研究メンバー一同、立派な鮭となって遡上して来ることを祈りながらポストに投函したのである。

第3 研究のこれから

事業再生と債権管理では特別企画として「家族共同破産を考える」(きんざい 190巻 54-64頁)連載が始まり、今後官報公告を調査した結果(家族共同破産の地域別割合や男女の構成等)、アンケート調査の結果(アンケートは85人から回答があり回収率は約25%となった)等が記事になっていく予定である。

事務局長の女としては、アンケートの中で散見された、「家族共同破産が管財事件になった場合の予納金の地域差」が気になっており(例えば東京では2人目は0円であるが、2人目割引?がない地域も多い)そこも隙を見て調べたいと考えている。

これはある男一人の興味から始まった研究である。

そして、この研究の目的は、獣道のように使われていた家族共同破産を、調査・分析し、林道程度には確立することである。どうかこの道に暖かい灯が点るよう応援していただけるよう心よりお願いしたい。

以上

2026年4月 製本製作

家族共同破産研究会

(日弁連法務研究財団 助成)